

第1章

国内外の出願・登録状況と
審査・審判の現状

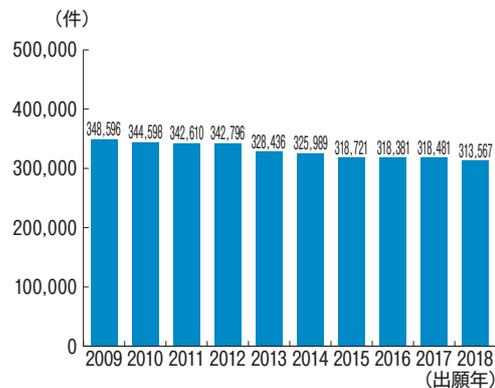
近年、研究開発や企業活動のグローバル化が大きく進展し、国内のみならず国外での知財戦略の重要性も一層増している。また、我が国企業の海外展開の進展や、新興国での経済発展や知的財産に対する認識の高まりに伴い、知的財産をめぐる社会情勢は大きく変容している。これらの状況について、本章では、特許・実用新案・意匠・商標における国内外の出願・登録状況と審査・審判の現状の観点から紹介する。

1. 特許

(1) 我が国における特許出願・審査請求等の
推移及び特許審査の現状① 特許出願件数とPCT国際出願¹件数

過去10年間の特許出願件数の推移を見ると、2009年以降漸減傾向で推移していたが、2015年以降横ばいで推移している。2018年は313,567件であり、前年よりも減少した[1-1-1図]。日本国特許庁を受理官庁とした特許協力条約に基づく国際出願（PCT国際出願）の件数は、2014年を除き、一貫して増加傾向を示しており、2018年は48,630件（前年比2.5%増）と、過去最高となった[1-1-2図]。これは、研究開発や企業活動のグローバル化が大きく進展し、国内のみならず国外での知財戦略の重要性も一層増していることなどが背景にあるものと考えられる。

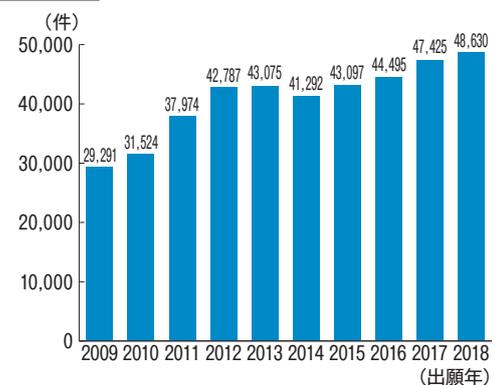
1-1-1図 特許出願件数の推移



(備考) 特許出願件数は、国内出願件数と特許協力条約に基づく国際出願（PCT国際出願）のうち国内移行した出願件数（基準日は国内書面の受付日）の合計数である。

(資料) 統計・資料編 第1章1。

1-1-2図 PCT国際出願件数の推移



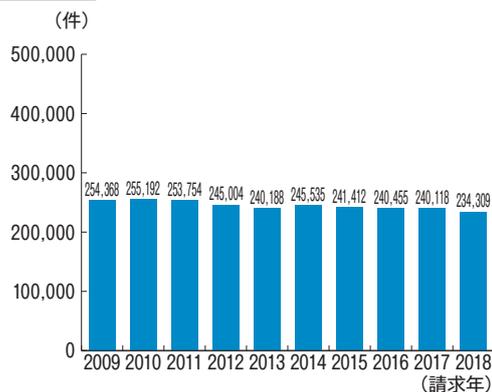
(資料) 統計・資料編 第3章1。

¹ 特許協力条約（PCT：Patent Cooperation Treaty）に基づく国際出願。一つの出願願書を条約に従って提出することにより、PCT加盟国である全ての国に同時に申請したのと同じ効果を与える出願制度となっている。

②審査請求件数

審査請求件数は2009年以降横ばいで推移しており、2018年は234,309件であった[1-1-3図]。

1-1-3図 審査請求件数の推移

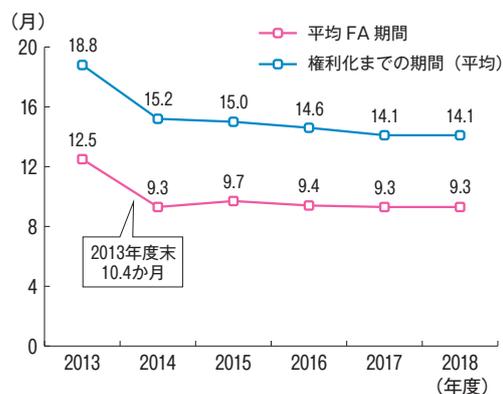


(備考) 2009～2012年の審査請求件数には審査請求料の納付繰延制度を利用しているものが含まれる。
(資料) 統計・資料編 第1章 1.

③審査の迅速化

特許庁は、一次審査通知までの期間に加え、権利化までの期間の短縮を求めるニーズの高まりを受け、2013年度に達成された10年目標に次ぐ新たな10年目標として、2023年度までに特許の「権利化までの期間¹⁾」(標準審査期間)と「一次審査通知までの期間」をそれぞれ、平均14か月以内、平均10か月以内とするという目標を設定し、着実に取り組んでいる。2018年度は、それぞれ、14.1か月、9.3か月を達成した[1-1-4図]。

1-1-4図 特許審査の権利化までの期間と平均FA期間



④特許審査実績

2018年の一次審査件数は232,701件となった。また、特許査定件数は177,852件、拒絶査定件数は56,701件、特許登録件数は194,525件となった。

また、日本国特許庁が2018年に国際調査機関として作成した国際調査報告の件数は、2018年のPCT国際出願件数と同様に過去最高の、47,934件となった[1-1-5図]。

1-1-5図 特許審査実績及び最終処分実績の推移

特許審査実績の推移

実績	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
一次審査件数	356,179	255,001	235,809	246,879	239,236	232,701
再着審査件数	329,409	283,085	237,076	242,904	265,944	248,647
国際調査報告作成件数	42,384	40,079	43,571	44,321	45,948	47,934
国際予備審査報告作成件数	2,509	2,190	2,515	2,021	1,903	2,131
前置審査件数	23,168	22,972	20,405	18,108	17,248	15,247
合計	753,649	603,327	539,376	554,233	570,279	546,660

(備考) 前置審査件数は、前置登録件数²⁾、前置報告件数³⁾、前置拒絶理由件数の合計。

最終処分実績の推移

実績	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
特許査定件数	260,046	205,711	173,015	191,032	183,919	177,852
拒絶査定件数	108,544	88,467	66,599	58,638	60,613	56,701
(うち戻し拒絶査定件数)	60,356	41,477	30,173	25,448	28,409	26,693
FA後取下げ・放棄件数	4,090	2,562	2,290	2,207	1,968	1,726
特許登録件数	277,079	227,142	189,358	203,087	199,577	194,525
特許査定率	69.8%	69.3%	71.5%	75.8%	74.6%	75.3%
拒絶査定率	30.2%	30.7%	28.5%	24.2%	25.4%	24.7%

(備考) 戻し拒絶査定件数は、審査官の拒絶理由通知に対し、何ら応答されず拒絶査定された件数。

FA後取下げ・放棄件数は、一次審査着手後に出願の取下げ・放棄が行われた件数。

特許査定率=特許査定件数/(特許査定件数+拒絶査定件数+FA後取下げ・放棄件数)

拒絶査定率=(拒絶査定件数+FA後取下げ・放棄件数)/(特許査定件数+拒絶査定件数+FA後取下げ・放棄件数)

(資料) 特許庁作成

1 出願人が補正等を行うことに起因して特許庁から再度の応答等を出願人に求めるような場合や、特許庁に応答期間の延長や早期の審査を求める場合等の、出願人に認められている手続を利用した場合を除く。

2 前置審査の結果、拒絶査定を取り消して特許査定された件数。

3 前置審査の結果、拒絶査定を維持すべきと判断された件数。

⑤出願年別で見る特許出願・審査請求・特許登録等

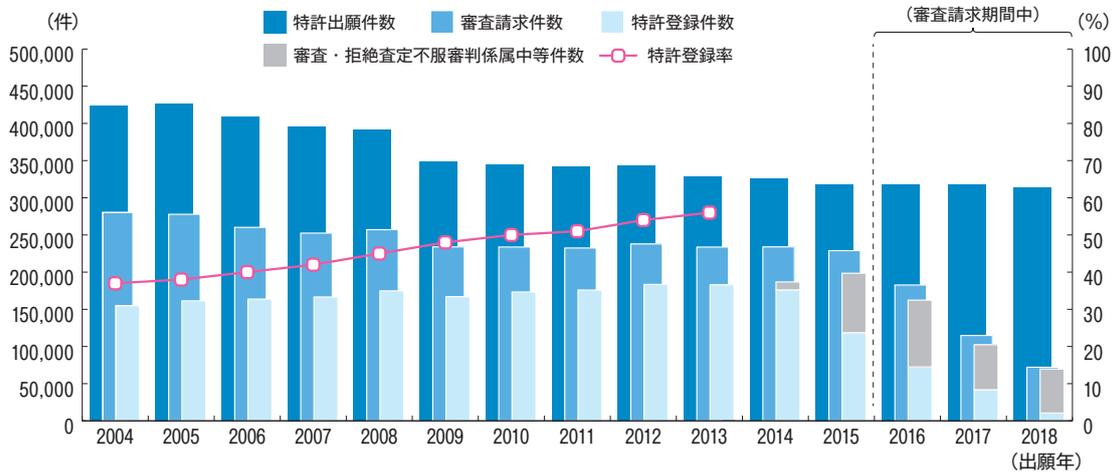
出願年別で見ると、特許登録件数は17万件前後を維持している。また、特許出願件数は近年漸減傾向であるものの、審査請求件数はほぼ横ばいを維持している。そして、特許出願件数に対する特許登録件数の割合（特許登録率）は増加傾向にある。このことから、出願人が特許出願にあたり厳選を行うことが浸透し、企業等における知的財産戦略において量から質への転換が着実に進んでいることが窺える [1-1-6 図]。

⑥特許権の現存率

日本における特許権の設定登録からの年数ごとの現存率は、設定登録から5年後で88%、10年後で54%、15年後で13%程度に減少している [1-1-7 図]。

日本における内国出願人の特許保有件数は増加傾向にあり、2018年末に169万件に達し、2009年の120万件の約1.4倍となった。外国出願人の特許保有件数も増加傾向にあり、2018年末に36万件に達し、2009年の15万件の約2.4倍となった [1-1-8 図]。

1-1-6図 出願年別で見る特許出願・審査請求・特許登録等の推移（2004-2018）



単位：件

	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
特許出願件数	423017	426974	408569	396160	390879	348429	344397	342312	342589	328138	325688	318345	317922	318030	313028
審査請求件数	280250	277797	260221	252485	257116	233901	233780	232471	237906	233708	233963	228917	182667	114775	72088
特許登録件数	154942	161363	163773	166613	174826	166919	173310	175933	183497	182933	176106	118530	72441	41889	10471

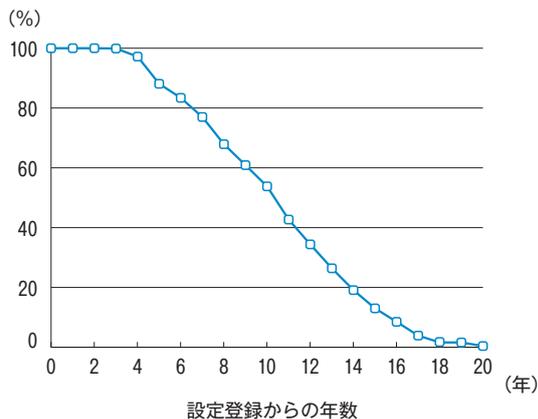
(備考) 出願年別の特許出願・審査請求・特許登録等の件数には、特許権の存続期間の延長登録の出願の件数は含まれない。

出願年別特許登録件数は、2019年4月15日時点での暫定値。

2016年から2018年の出願における出願年別審査請求件数は、2019年4月15日時点での暫定値。

(資料) 特許庁作成

1-1-7図 特許権の現存率



(備考) 現存率は、特許権の登録件数に対する現存件数の割合のことである。

・2018年末現在の数字である。

(資料) 統計・資料編 第2章 19. (2)

1-1-8図 内外国出願人別の現存特許権数の推移



(備考) 国別内訳は筆頭出願人の国籍でカウントしている。

(資料) 統計・資料編 第2章 19. (1)

(2) 主要国・機関における特許出願・登録動向

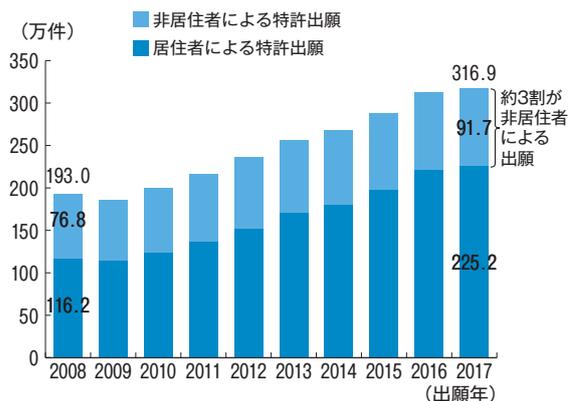
① 世界の特許出願件数

2008年に193万件であった世界の特許出願件数は、この10年間で1.64倍に増加し、2017年には316.9万件に達した〔1-1-9図〕。2009年の世界の特許出願件数は居住者、非居住者共に減少していたが、2010年以降増加に転じており、2017年は前年比1.4%増となっている。2017年の世界の特許出願件数の伸びは、主に、中国人による中国国家知識産権局への特許出願件数の大幅な増加によるものである。2017年の世界の特許出願件数においては、米国特許商標庁、日本国特許庁がこれに続いている〔1-1-16図〕。

② 世界の特許登録件数

世界の特許出願件数の増加に伴い、世界の特許登録件数も増加の傾向にある。2008年には78.2万件であったが、この10年間で約1.8倍に増加し、2017年には140.5万件であった〔1-1-10図〕。この世界の特許登録件数のうち非居住者による登録は、この10年間で約1.7倍に増加し、2017年には全体の4割弱を占める状況にある。2017年の世界の特許登録件数を出願人の居住国別に見ると、中国居住者による特許登録件数は35.3万件と最も多く、日本28.6万件、米国28.6万件と続いている〔1-1-11図〕。また、日本居住者による特許登録件数のうち、約4割は外国での登録であり、我が国企業の知財活動が国内外に広く行われていることが分かる〔1-1-12図〕。

1-1-9図 世界の特許出願件数の推移



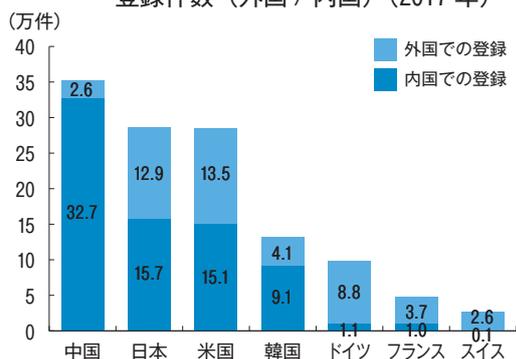
(資料) WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-10図 世界の特許登録件数の推移



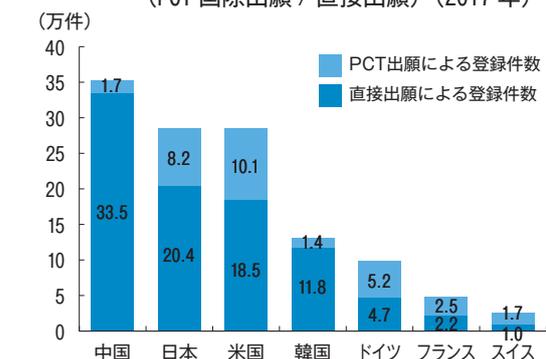
(資料) WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-11図 出願人居住国別の世界での特許登録件数 (外国 / 内国) (2017年)



(備考) 居住国は筆頭出願人の居住国である。
(資料) WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-12図 出願人居住国別の世界での特許登録件数 (PCT 国際出願 / 直接出願) (2017年)



(備考) 居住国は筆頭出願人の居住国である。
(資料) WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

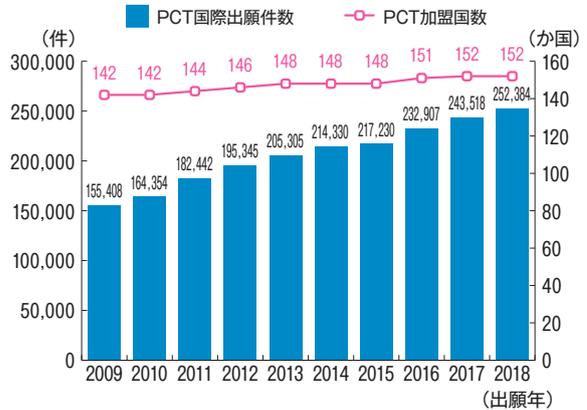
③世界のPCT国際出願件数

PCT国際出願件数は、2009年以降増加しており、2018年は252,384件と、前年に引き続き過去最高となり、PCT国際出願制度の利用が引き続き活発であることが窺える [1-1-13図]。

PCT国際出願件数の推移を出願人居住国別に見ると、2018年の日本からの出願件数は、2014年から17.3%増の49,706件と、過去最高を記録した [1-1-14図]。この日本からのPCT国際出願件数の増加の背景には、我が国企業等の活動が一層グローバル化したこと、PCT国際出願のメリットについて認識が高まってきたことなどがあると考えられる。また、2018年の中国からのPCT国際出願件数は前年比9.1%増の53,344件を記録し、第2位となっている。出願人居住国別

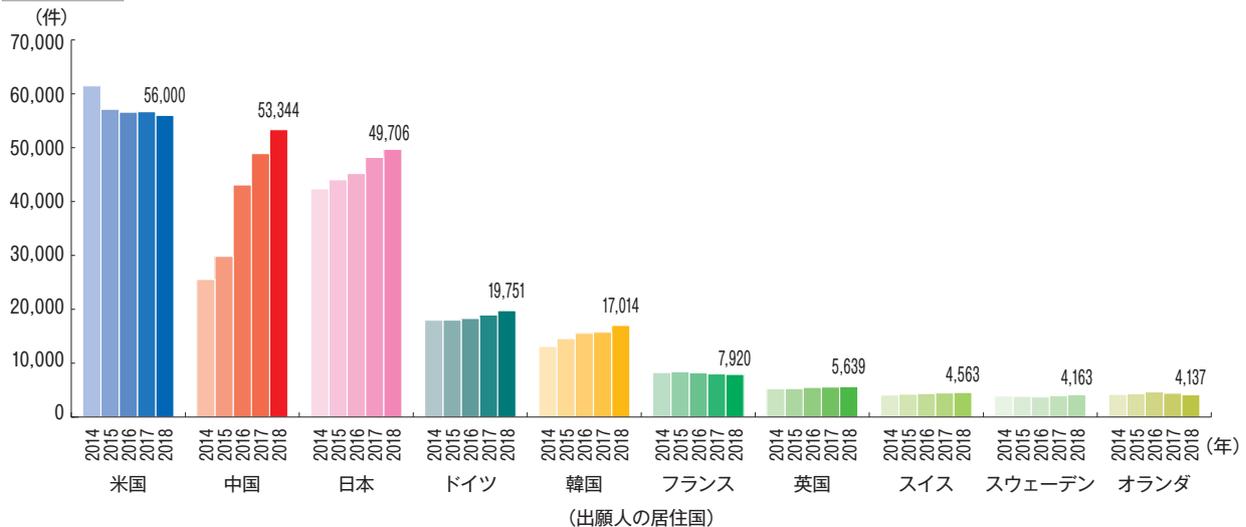
の割合を見ると、2014年と2018年のいずれにおいても上位10か国で全体の85%以上を占めている。米国は全体の22.2%を占め、引き続き第1位となっている [1-1-15図]。

1-1-13図 PCT加盟国数及びPCT国際出願件数の推移



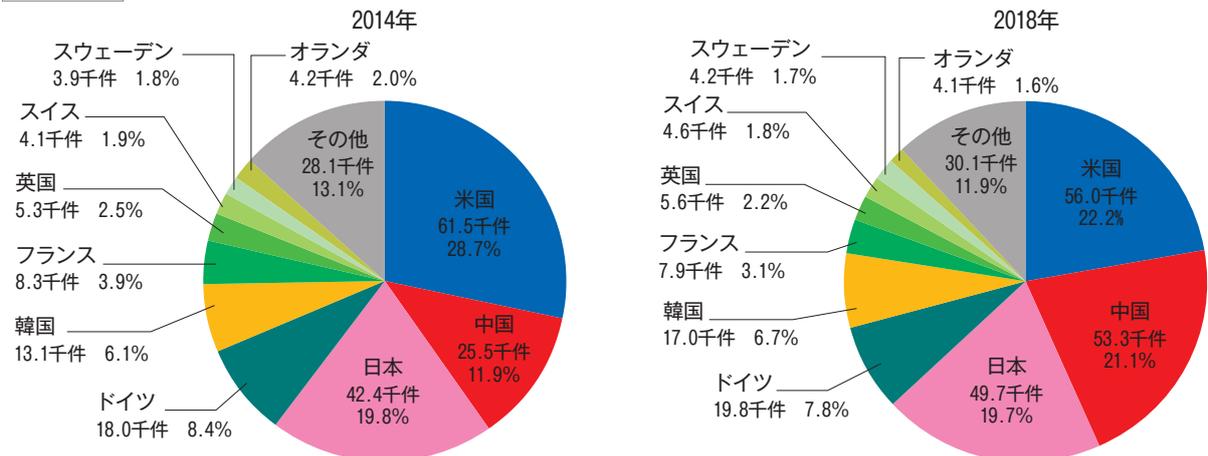
(資料) WIPO ウェブサイト、WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-14図 出願人居住国別のPCT国際出願件数の推移



(備考) 各年の出願件数は国際出願日によるものであり、居住国は筆頭出願人の居住国である。
(資料) WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-15図 出願人居住国別のPCT国際出願件数の割合 (2014年と2018年の比較)



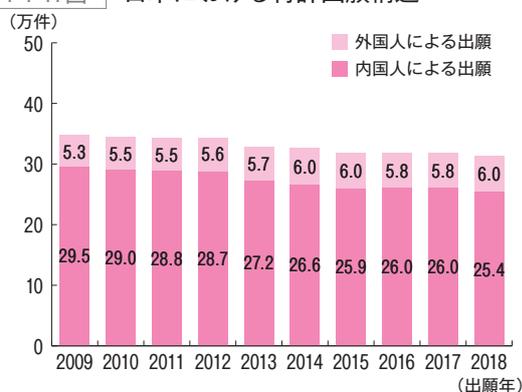
(資料) WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

④五庁における特許出願件数

五庁（日本国特許庁（JPO）、米国特許商標庁（USPTO）、欧州特許庁（EPO）、中国国家知識産権局（CNIPA）、韓国特許庁（KIPO））における特許出願件数の動向を示す。

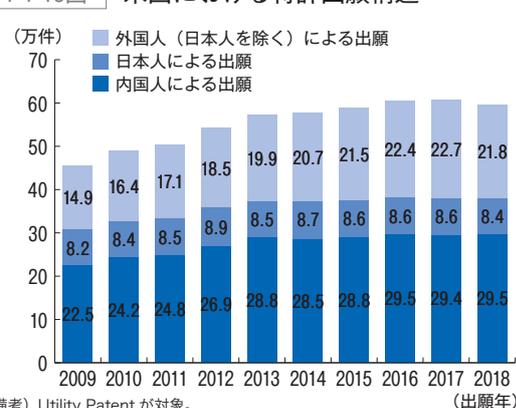
2018年のJPOにおける出願件数は31.4万件であり、前年からわずかに減少している。五庁の中では、CNIPAにおける出願件数は、前年比11.6%増の154.2万件となり、大きく増加している[1-1-16図]。

1-1-17図 日本における特許出願構造



(備考) 国別内訳は筆頭出願人の国籍でカウントしている。
(資料) 統計・資料編 第2章4. (1)

1-1-18図 米国における特許出願構造



(備考) Utility Patentが対象。
国別内訳は下記資料の定義に従っている。
(資料) 米国ウェブサイト（2008年～2015年）及び米国提供資料（2016-17年、2018年（暫定値））を基に特許庁作成

1-1-19図 欧州における特許出願構造

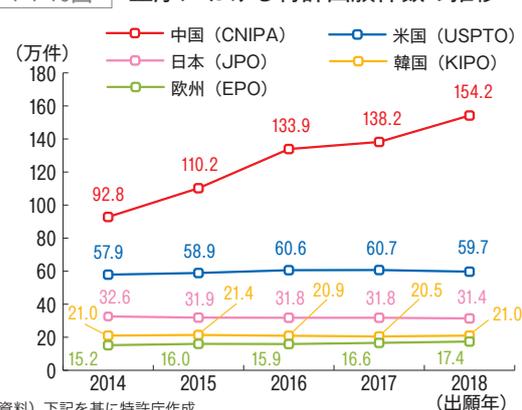


(備考) EPC加盟国は各年末における加盟国。
国別内訳は下記資料の定義に従っている。
(資料) 欧州 Annual Report 2018 を基に特許庁作成

⑤五庁における特許出願構造

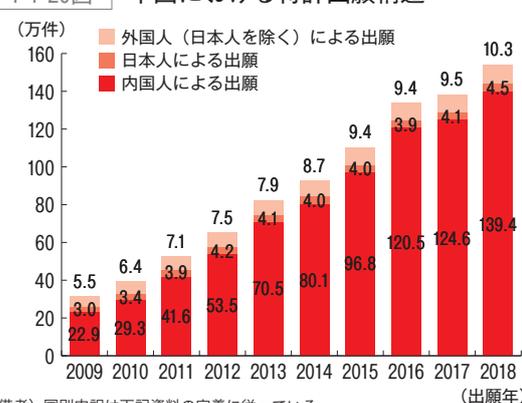
JPO、CNIPA及びKIPOでは内国人による出願が多く、特に、CNIPAにおける内国人による出願件数は、近年大きく増加しているのに対して、USPTO及びEPOでは外国人（EPOの場合はEPC加盟国以外の出願人）による出願がほぼ半数を占めている[1-1-17図、1-1-18図、1-1-19図、1-1-20図、1-1-21図]。

1-1-16図 五庁における特許出願件数の推移



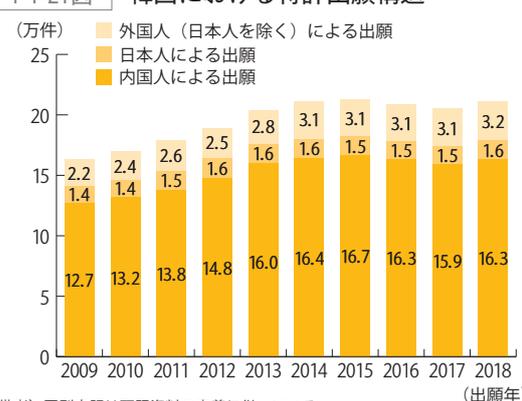
(資料) 下記を基に特許庁作成
日本 統計・資料編 第1章1.
米国 米国ウェブサイト（2014～2016年）及び米国提供資料（2017年、2018年（暫定値））
欧州 Annual Report 2018 (European patent applications 参照)
中国 中国ウェブサイト
韓国 韓国ウェブサイト及び韓国提供資料（2018年暫定値）

1-1-20図 中国における特許出願構造



(備考) 国別内訳は下記資料の定義に従っている。
(資料) 中国ウェブサイト及び中国提供資料を基に特許庁作成

1-1-21図 韓国における特許出願構造



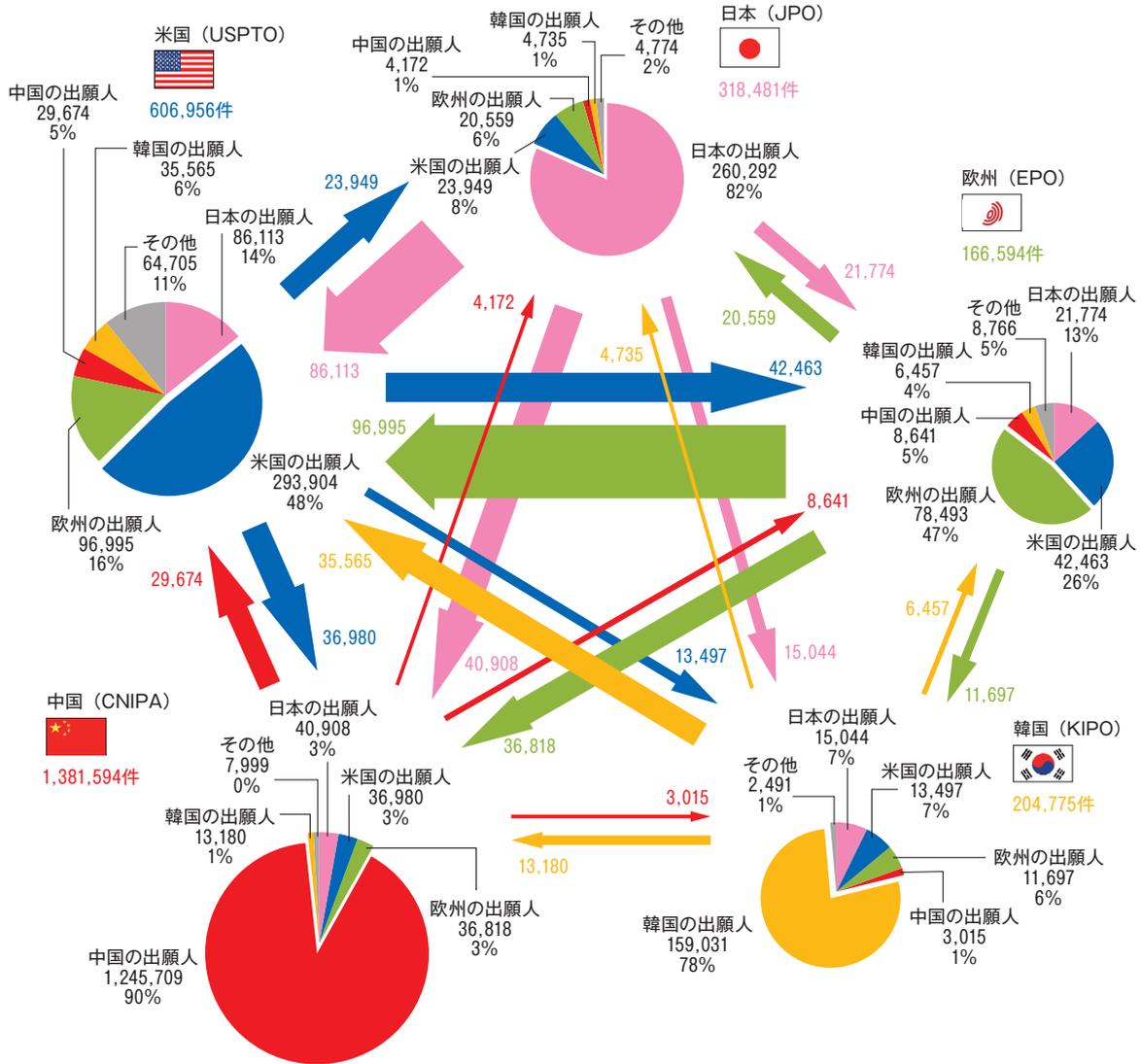
(備考) 国別内訳は下記資料の定義に従っている。
(資料) 韓国 Annual Report (2008～2017年)、韓国提供資料（暫定値）（2018年）を基に特許庁作成

⑥五庁間の特許出願件数と特許登録件数

2017年における五庁間の特許出願件数と特許登録件数を見ると、日本からの出願・登録は、USPTO、CNIPA、EPO、KIPOの順に多く、

一方で、JPOへの出願・登録は、米国、欧州、韓国、中国の順であり、特に、中国からJPOへの出願・登録の件数と比較して、日本からCNIPAへの出願・登録の件数が多い[1-1-22図、1-1-23図]。

1-1-22図 五庁間の特許出願状況（2017年）¹



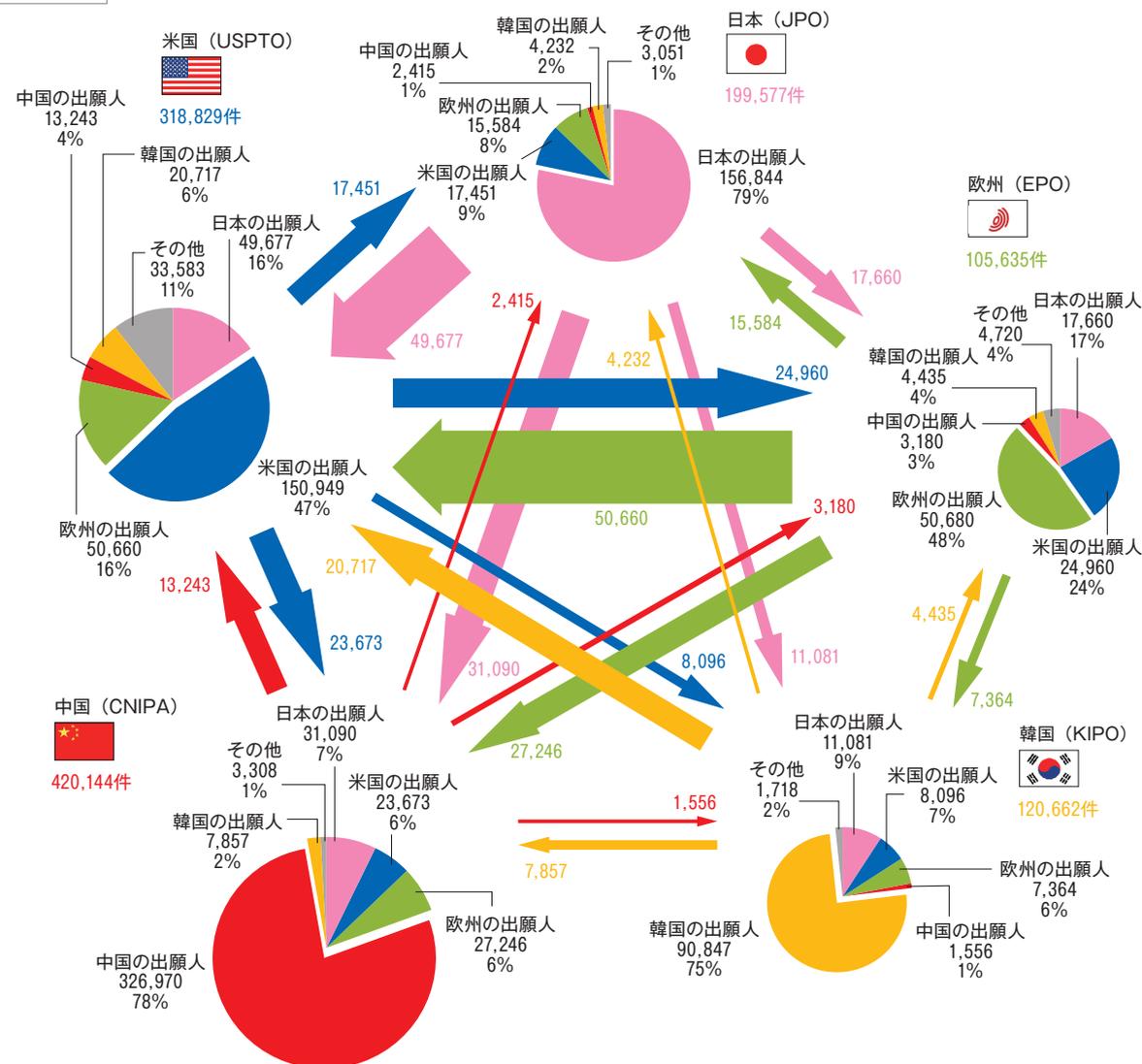
(備考) ・米国は Utility Patent が対象
 ・枠内の数値は、各国・機関における 2017 年の特許出願件数の合計を示す。
 ・欧州からの件数は、2017 年末時点の EPC 加盟国の出願人による出願件数を示す。
 ・欧州への件数は、欧州特許庁分のみを計上しており、各 EPC 加盟国への出願件数は含まれていない。
 ・各国特許庁における国別内訳は下記資料の定義に従っている。

(資料) 下記を基に特許庁作成
 日本 統計資料編 2018 年版 第 4 章 2. (1)
 米国 USPTO 提供資料
 欧州 EPO Annual Report 2018
 中国 CNIPA 年報
 韓国 KIPO 年報

¹ 特許庁「平成 30 年度特許出願動向調査報告書—マクロ調査—」において、優先権主張年 2014 年にて一部の分野別の図を掲載
https://www.jpo.go.jp/resources/report/gidou-houkoku/tokkyo/document/index/30_macro.pdf



1-1-23図 五庁間の特許登録状況（2017年）



(備考) ・米国は Utility Patent が対象
 ・枠内の数値は、各国・機関における 2017 年の特許登録件数の合計を示す。
 ・欧州からの件数は、2017 年末時点の EPC 加盟国の出願人による登録件数を示す。
 ・欧州への件数は、欧州特許庁分のみを計上しており、各 EPC 加盟国への登録件数は含まれていない。
 ・各国特許庁における国別内訳は下記資料の定義に従っている。

(資料) 下記を基に特許庁作成
 日本 統計資料編 2018 年版 第 4 章 3. (1)
 米国 USPTO 提供資料
 欧州 EPO Annual Report 2018
 中国 CNIPA 年報
 韓国 KIPO 年報

⑦五庁の一次審査通知までの期間と最終処分期間

各庁の一次審査通知までの期間及び最終処分期間の2017年平均は、1-1-24 図のとおりである。

なお、各庁の一次審査通知までの期間及び最終処分期間は、それぞれの特許制度の違いによってその定義が異なっている。例えば、一次審査通知までの期間の定義は、JPO では審査請求日から一次審査までの平均期間であるが、EPO では出願日から特許性に関する見解を伴う拡張欧州調査報告の発行までの期間の中央値、CNIPA では審査請求後の実体審査開始（実体審査開始の通知書の発行）から一次審査までの平均期間となっている（1-1-24 図の備考参照）。

⑧五庁の特許審査官数

審査体制の整備を図るため、各庁は審査官の増員を行ってきた。審査官人数の推移を見ると、2009年から2018年までの10年間で、USPTO は2,042人、EPO は307人の審査官が増員されている。CNIPA は、2009年から2017年までの間で7,562人、KIPO は同期間に191人増員されている。JPO は2009年から2018年までの10年間で2009年比2名減の1,690名となっている[1-1-25 図]。

⑨主要特許庁の特許査定率

JPO 及びEPO の特許査定率は増加傾向にあったが、2017年のJPO の特許査定率は、前年比1.2ポイント減の74.6%とわずかに減少に転じている。EPO は前年比2.3ポイント増の57.1%であった。他方、2017年のUSPTO、KIPO の特許査定率はそれぞれ前年比1.6ポイント、3.1ポイント増の71.9%、63.1%であった。また、2017年のCNIPA の特許査定率は56.4%であった[1-1-26 図]。

なお、各庁の特許査定率は、それぞれの特許制度の違いによってその定義が異なっている（1-1-26 図の備考参照）。

⑩主要特許庁における特許登録構造

JPO、CNIPA、KIPO では内国人による登録はそれぞれ78%、80%、75%を占めているのに対し、USPTO 及びEPO では内国人による登録は5割程度であり、登録構造に大きな違いが見られる[1-1-27 図]。

⑪日本から海外への特許出願件数

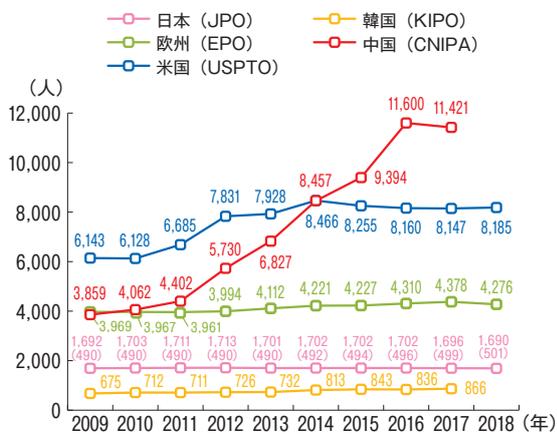
日本から海外への特許出願件数は、2012年以降横ばいで推移しており、2017年は200,480件であった[1-1-28 図]。

1-1-24図 五庁の「一次審査通知までの期間」及び「最終処分期間」(2017年平均)

	一次審査通知までの期間	最終処分期間
日本国特許庁 (JPO)	9.3 か月	14.1 か月
米国特許商標庁 (USPTO)	15.7 か月	24.2 か月
欧州特許庁 (EPO)	4.8 か月	24.9 か月
中国国家知識産権局 (CNIPA)	14.4 か月	22.0 か月
韓国特許庁 (KIPO)	10.4 か月	15.9 か月

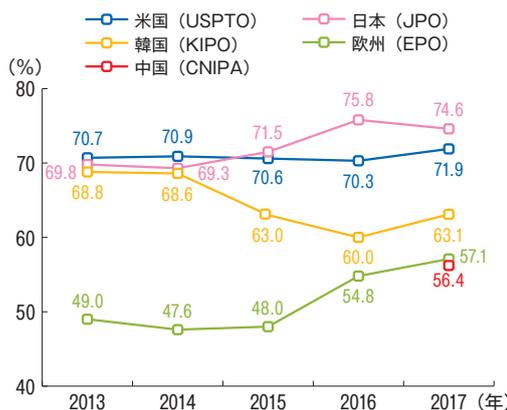
(備考) ・日本国特許庁の一次審査通知までの期間及び最終処分期間の数値は、2017年度平均。
 ・日本国特許庁及び韓国特許庁の一次審査通知までの期間は、審査請求日から一次審査までの平均期間。
 ・米国特許商標庁の一次審査通知までの期間は、出願日から一次審査までの平均期間。
 ・欧州特許庁の一次審査通知までの期間は、出願日から特許性に関する見解を伴う拡張欧州調査報告書の発表までの中央値。
 ・中国国家知識産権局の一次審査通知までの期間は、審査請求後の実体審査開始から一次審査までの平均期間。
 ・日本国特許庁の最終処分期間、すなわち権利化までの期間(標準審査期間)は、審査請求日から取下げ・放棄又は最終処分を受けるまでの平均期間(出願人が補正等を行うことに起因して特許庁から再度の応答等を出願人に求めるような場合や、特許庁に応答期間の延長や早期の審査を求める場合等の、出願人に認められている手続を利用した場合を除く)。
 ・米国特許商標庁の最終処分期間は、出願日から放棄又は最終処分を受けるまでの平均期間(植物特許、再審査を含む)。
 ・欧州特許庁の最終処分期間は、実体審査開始から最終処分までの期間の中央値。
 ・中国国家知識産権局の最終処分期間は、実体審査開始から最終処分までの平均期間。
 ・韓国特許庁の最終処分期間、各年に最終処分を受けた全出願の最終処分までに要した審査期間(総月数)を各年の最終処分件数で除した値。
 (資料) 他国特許庁の数値はIP5 Statistics Report 2017を基に特許庁作成

1-1-25図 五庁の審査官数の推移



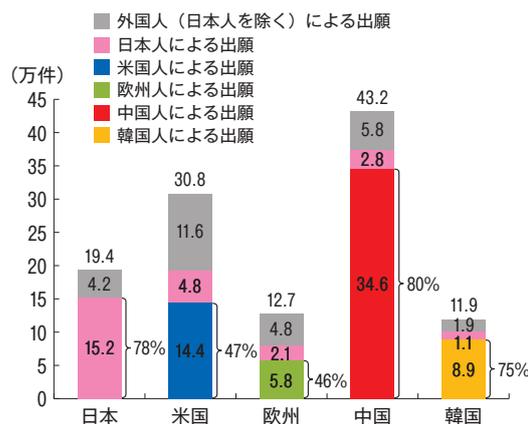
(備考) 日本の2009年～2018年の括弧内は任期付審査官数
 中国の2016、2017年の数字は百人単位で四捨五入
 (資料) 下記を基に特許庁作成
 米国 Annual Report 2018
 中国 IP5 Statistics Report 2017
 欧州 Annual Report 2018
 日本 統計・資料編 第5章4
 韓国 IP5 Statistics Report 2017

1-1-26図 主要国特許庁の特許査定率の推移



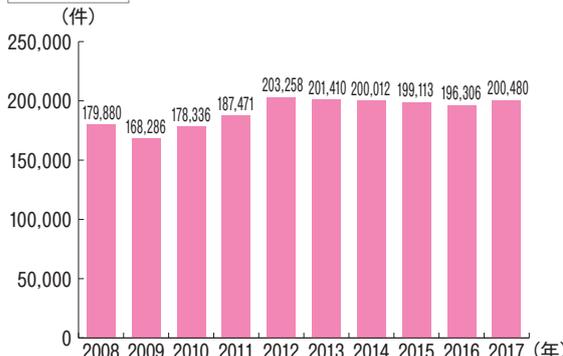
(備考) 各庁の特許査定率の定義は以下のとおり。
 (各年における処理件数が対象)
 ・日本 特許査定件数 / (特許査定件数 + 拒絶査定件数 + 審査着手後の取下げ・放棄件数)
 ・米国 特許証発行件数 / 処理件数
 ・欧州 特許査定件数 / (特許査定件数 + 拒絶査定件数 + 放棄件数)
 ・韓国 特許査定件数 / (特許査定件数 + 拒絶査定件数 + 審査着手後の取下げ件数)
 ・中国 特許査定率の定義を公表していない
 (資料) IP5 Statistics Report 2017を基に特許庁作成

1-1-27図 主要特許庁における特許登録構造 (2018年)



(備考) 各国特許庁における国別内訳は下記資料の定義に従っている。
 (資料) 下記を基に特許庁作成
 日本 統計資料編 第2章4. (1)
 米国 USPTO 提供資料 (暫定値)
 中国 CNIPA 提供資料 (暫定値)
 韓国 KIPO 提供資料 (暫定値)
 欧州 EPO Annual Report 2018

1-1-28図 日本から海外への特許出願件数の推移



(備考) 件数は下記資料の定義に従っている。
 (資料) WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

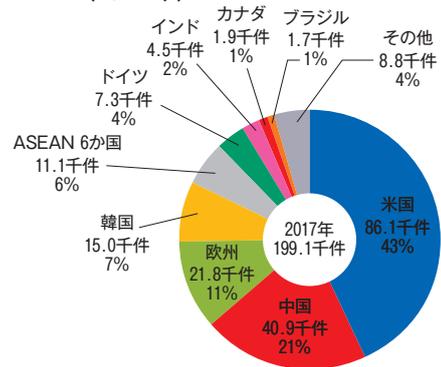
⑫日本人による主要特許庁への特許出願件数

2018年の日本人による主要特許庁への特許出願件数は、それぞれUSPTOへ84,280件（前年比2.1%減）、CNIPAへ45,284件（同10.7%増）、EPOへ22,615件（同3.9%増）、KIPOへ15,606件（同3.7%増）であった[1-1-29図、1-1-30図]。

⑬日本人による主要特許庁での特許登録件数

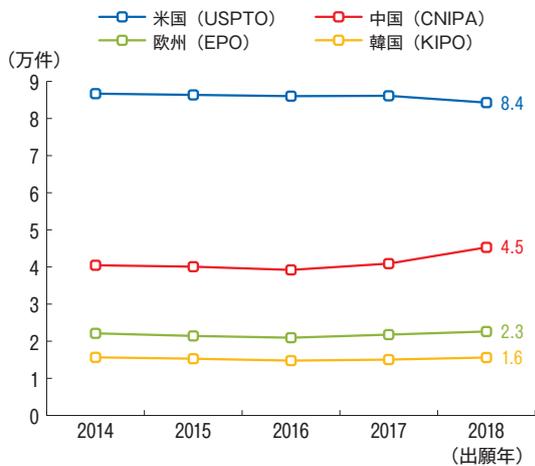
2018年の日本人による主要特許庁での特許登録件数は、それぞれUSPTOにおいて47,566件（前年比4.2%減）、CNIPAにおいて28,094件（同9.6%減）、EPOにおいて21,343件（同20.9%増）、KIPOにおいて11,239件（同1.4%増）であった[1-1-31図]。

1-1-29図 日本から海外への特許出願件数の割合 (2017年)



(備考) 件数は下記資料の定義に従っている。ASEAN 6か国: タイ、シンガポール、インドネシア、マレーシア、ベトナム、フィリピン
(資料) WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-30図 日本人による主要国・機関への特許出願件数の推移

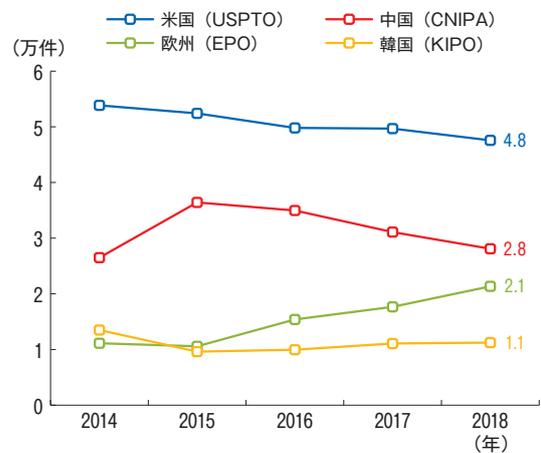


単位：件

	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
米国 (USPTO)	86,691	86,359	86,021	86,113	84,280
中国 (CNIPA)	40,460	40,078	39,207	40,908	45,284
欧州 (EPO)	22,118	21,421	20,943	21,774	22,615
韓国 (KIPO)	15,653	15,283	14,773	15,044	15,606

(備考) 米国 Utility Patent が対象。
各国特許庁における件数は下記資料の定義に従っている。
(資料) 下記を基に特許庁作成
米国 USPTO ウェブサイト (2013～2015年) 及び USPTO 提供資料 (2016～2017年、2018年 (暫定値))
中国 年報 (2014～2017)、CNIPA 提供資料 (暫定値) (2018年)
欧州 Annual Report 2018
韓国 年報 (2014～2017年) 及び KIPO 提供資料 (暫定値) (2018年)

1-1-31図 日本人による主要特許庁での特許登録件数の推移



単位：件

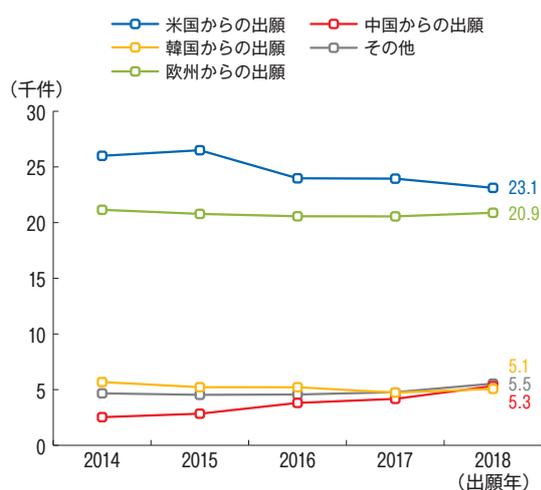
	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
米国 (USPTO)	53,849	52,409	49,798	49,677	47,566
中国 (CNIPA)	26,501	36,418	34,967	31,090	28,094
欧州 (EPO)	11,120	10,574	15,395	17,660	21,343
韓国 (KIPO)	13,499	9,615	9,962	11,081	11,239

(備考) ・米国 Utility Patent が対象。
・欧州は特許査定件数を表す。
・各国特許庁における件数は下記資料の定義に従っている。
(資料) 下記を基に特許庁作成
米国 USPTO ウェブサイト (2014～2015年) 及び USPTO 提供資料 (2016～2017年、2018年 (暫定値))
中国 年報 (2014～2017)、CNIPA 提供資料 (暫定値) (2018年)
欧州 Annual Report 2018
韓国 年報 (2014～2017年) 及び KIPO 提供資料 (暫定値) (2018年)

⑭外国人による日本への特許出願件数

2018年の外国人による日本への特許出願件数は、前年からほぼ横ばいの59,937件であった。このうち、米国と欧州からの出願が全体の73.4%を占め、それぞれ前年からほぼ横ばいの23,121件、20,884件であった。韓国からの出願は、前年比7.1%増の5,070件であり、全体の8.5%を占めた。また、中国からの出願は、近年増加傾向にあり、2018年は前年比27.6%増の5,325件であった。しかしながら、中国からの出願が全体に占める割合は8.9%であり、欧米からの出願と比べると依然として少ない[1-1-32図]。

1-1-32図 外国人による日本への特許出願件数の推移



単位：件
対合計比

	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	(2018年)
米国からの出願	25,998	26,501	23,979	23,949	23,121	38.6%
欧州からの出願	21,150	20,784	20,568	20,559	20,884	34.8%
韓国からの出願	5,682	5,222	5,216	4,735	5,070	8.5%
中国からの出願	2,531	2,840	3,810	4,172	5,325	8.9%
その他	4,669	4,535	4,564	4,774	5,537	9.2%
合計	60,030	59,882	58,137	58,189	59,937	

(備考)・欧州とは、各年末時点におけるEPC加盟国の出願人を意味する。
・表中の件数は、直接出願件数及びPCT国内移行件数を含む。
・筆頭出願人の国籍でカウントしている。

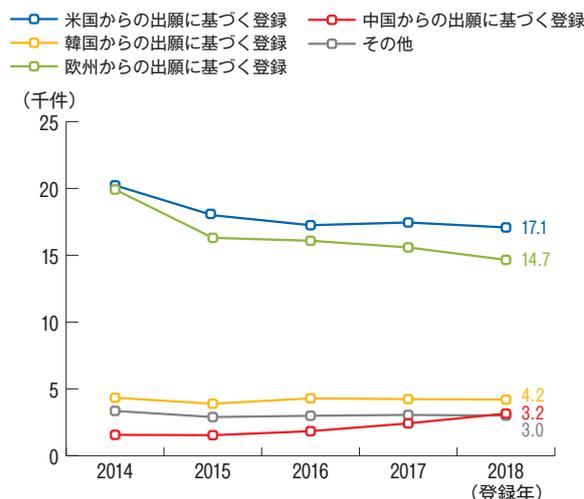
(資料)統計・資料編 第4章2.(1)を基に特許庁作成

⑮外国人による日本での特許登録件数

2018年の外国人による日本での特許登録件数は、前年からほぼ横ばいの42,085件であった。

このうち、米国と欧州からの出願に基づく登録が全体の75.4%を占めた。韓国からの出願に基づく登録は4,199件であり、全体の10%を占めた。また、中国からの出願に基づく登録は、前年比30.5%増の3,152件であり、全体に占める割合は7.5%である[1-1-33図]。

1-1-33図 外国人による日本での特許登録件数の推移



単位：件
対合計比

	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	(2018年)
米国からの出願に基づく登録	20,229	17,995	17,248	17,451	17,080	40.6%
欧州からの出願に基づく登録	19,917	16,301	16,086	15,584	14,653	34.8%
韓国からの出願に基づく登録	4,336	3,886	4,292	4,232	4,199	10.0%
中国からの出願に基づく登録	1,560	1,535	1,832	2,415	3,152	7.5%
その他	3,350	2,892	2,986	3,051	3,001	7.1%
合計	49,392	42,609	42,444	42,733	42,085	

(備考)・欧州とは、各年末時点におけるEPC加盟国の出願人を意味する。
・表中の件数は、直接出願及びPCT国内移行に基づく登録件数を含む。
・筆頭出願人の国籍でカウントしている。

(資料)統計・資料編 第4章3.(1)を基に特許庁作成

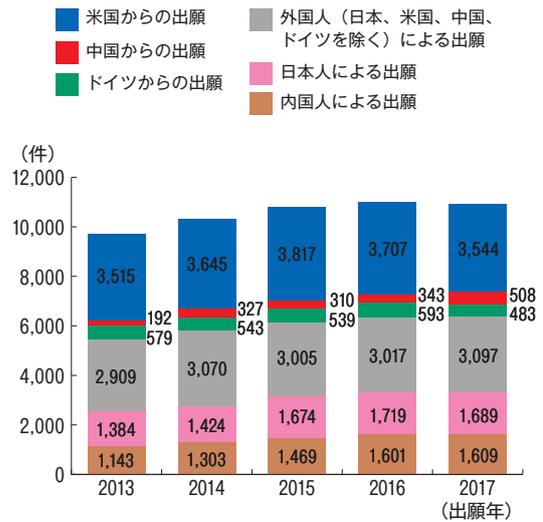
(3) 新興国等における特許出願動向

① ASEANにおける特許出願動向

ASEAN 主要国（シンガポール、インドネシア、タイ、マレーシア、ベトナム、フィリピン）における特許出願について見ると、2017 年はシンガポール、インドネシア、マレーシア、フィリピンでは前年から減少しているが、タイ、ベトナムでは前年より増加しており、ASEAN 主要国全体の出願件数で見ると前年からはほぼ横ばいとなっている。

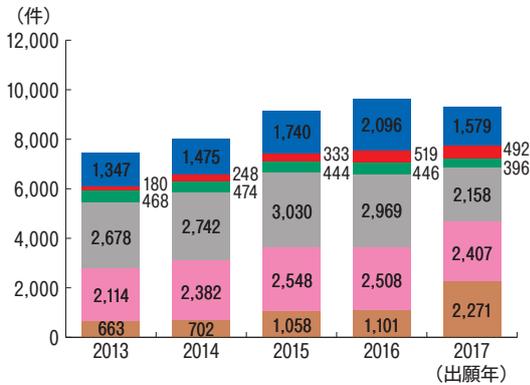
また、2017 年の特許出願構造を見ると、日本はインドネシア、タイ、マレーシア、ベトナムにおいて、米国はシンガポール、フィリピンにおいて、海外からの出願件数トップの地位を占めている [1-1-34 図、1-1-35 図、1-1-36 図、1-1-37 図、1-1-38 図、1-1-39 図]。

1-1-34図 シンガポールにおける特許出願構造



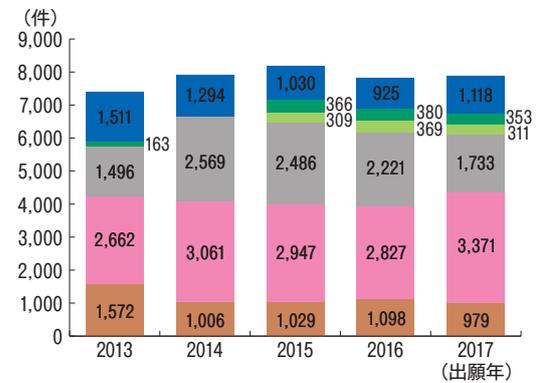
(備考) 米国、中国、ドイツは、2017 年の外国人による出願のうち上位3か国（日本除く）
 国別内訳は下記資料の定義に従っている。
 (資料) WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-35図 インドネシアにおける特許出願構造



(備考) 米国、中国、ドイツは、2017 年の外国人による出願のうち上位3か国（日本除く）
 国別内訳は下記資料の定義に従っている。
 (資料) WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

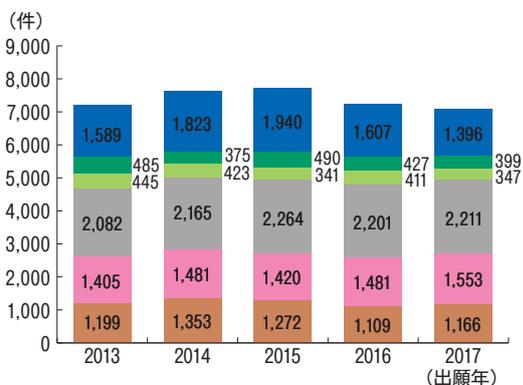
1-1-36図 タイにおける特許出願件数の推移



(備考) 米国、ドイツ、スイスは、2017 年の外国人による出願のうち上位3か国（日本除く）
 国別内訳は下記資料の定義に従っている。*スイス（2013-2014）、ドイツ（2014）は不明。
 (資料) WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-37図 マレーシアにおける特許出願構造

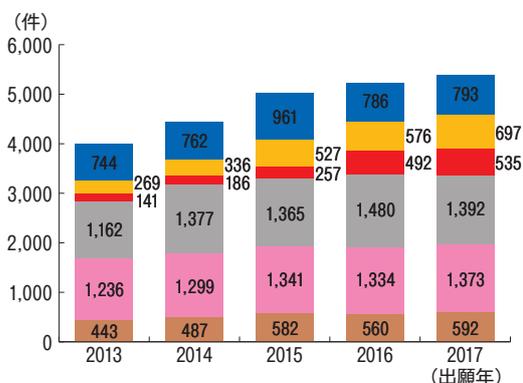
- 米国からの出願
- ドイツからの出願
- スイスからの出願
- 外国人（日本、米国、ドイツ、スイスを除く）による出願
- 日本人による出願
- 内国人による出願



(備考) 米国、ドイツ、スイスは、2017年の外国人による出願のうち上位3か国（日本除く）
 国別内訳は下記資料の定義に従っている。
 (資料) WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-38図 ベトナムにおける特許出願構造

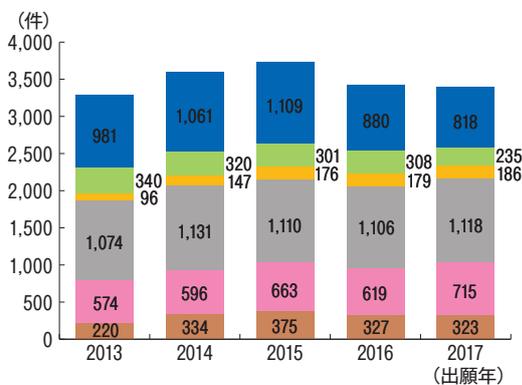
- 米国からの出願
- 韓国からの出願
- 中国からの出願
- 外国人（日本、米国、韓国、中国を除く）による出願
- 日本人による出願
- 内国人による出願



(備考) 米国、韓国、中国は、2017年の外国人による出願のうち上位3か国（日本除く）
 国別内訳は下記資料の定義に従っている。
 (資料) WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-39図 フィリピンにおける特許出願構造

- 米国からの出願
- スイスからの出願
- 韓国からの出願
- 外国人（日本、米国、スイス、韓国を除く）による出願
- 日本人による出願
- 内国人による出願



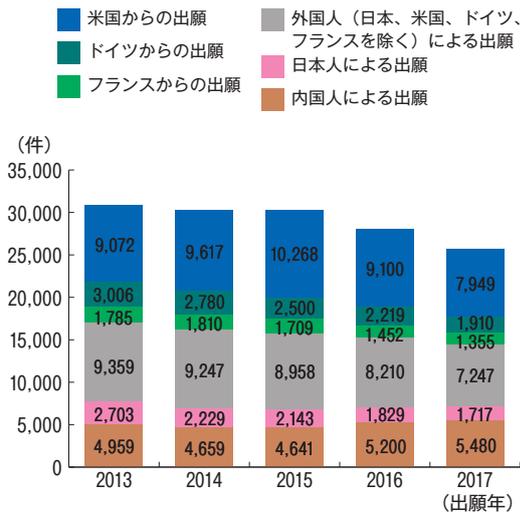
(備考) 米国、スイス、韓国は、2017年の外国人による出願のうち上位3か国（日本除く）
 国別内訳は下記資料の定義に従っている。
 (資料) WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

②ブラジル、ロシア、インド及び南アフリカにおける特許出願動向

特許出願件数の推移を見ると、ブラジル、ロシアでは2015年から減少傾向にあり、インド、南アフリカではほぼ横ばいとなっている。また、2017年の特許出願構造を見ると、ロシアにおいては、内

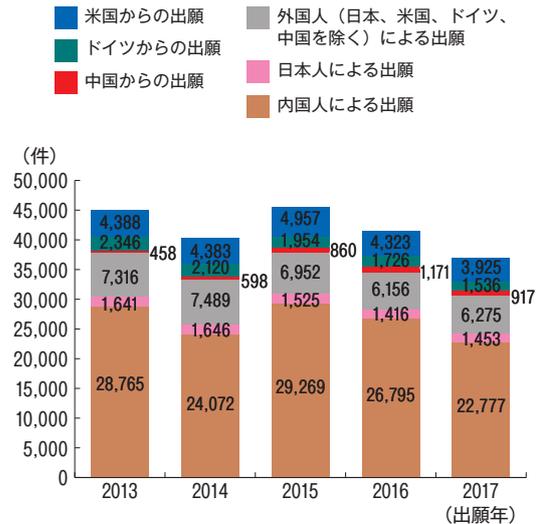
国人による出願割合が過半数に達しているが、ブラジル、インド、南アフリカでは内国人による出願割合が比較的小さい。加えて、外国からの出願について見ると、4か国ともに米国からの出願が最も多く、日本又はドイツがこれに続く[1-1-40図、1-1-41図、1-1-42図、1-1-43図]。

1-1-40図 ブラジルにおける特許出願構造



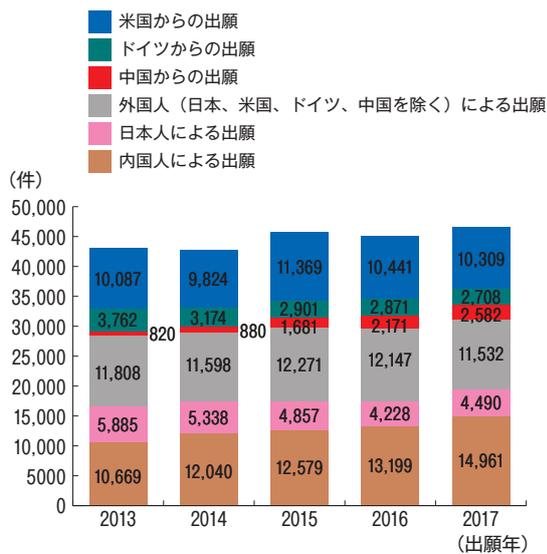
(備考) 米国、ドイツ、フランスは、2017年の外国人による出願のうち上位3か国(日本除く)
 国別内訳は下記資料の定義に従っている。
 (資料) WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-41図 ロシアにおける特許出願構造



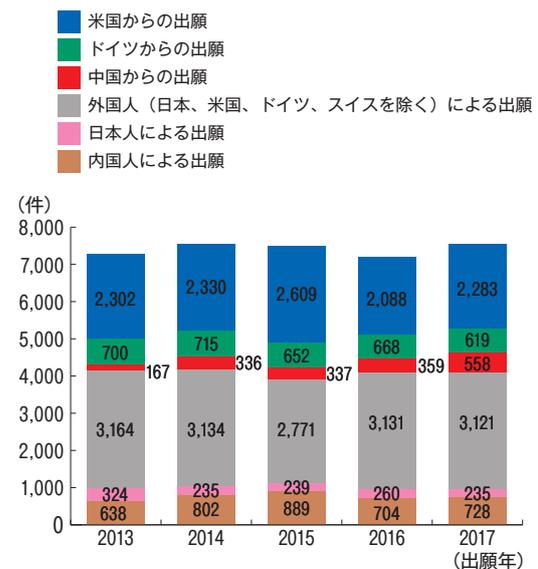
(備考) 米国、ドイツ、中国は、2017年の外国人による出願のうち上位3か国(日本除く)
 国別内訳は下記資料の定義に従っている。
 (資料) WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-42図 インドにおける特許出願構造



(備考) 米国、ドイツ、中国は、2017年の外国人による出願のうち上位3か国(日本除く)
 国別内訳は下記資料の定義に従っている。
 (資料) WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-43図 南アフリカにおける特許出願構造



(備考) 米国、ドイツ、中国は、2017年の外国人による出願のうち上位3か国(日本除く)
 国別内訳は下記資料の定義に従っている。
 (資料) WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

2. 実用新案

(1) 我が国における実用新案登録出願・登録動向及び実用新案技術評価書作成の現状

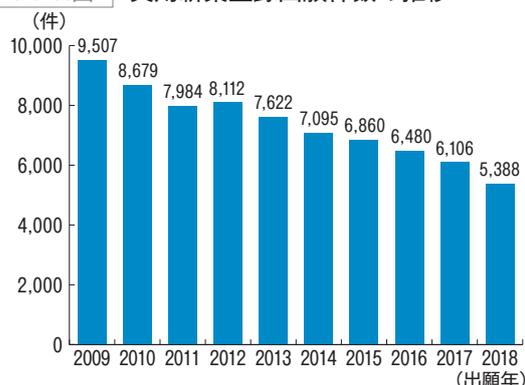
①実用新案登録出願件数及び実用新案登録件数

実用新案登録出願件数は、この10年間減少傾向にあり、2018年は5,388件であった〔1-1-44図〕。実用新案登録件数も同様に減少傾向にあり、2018年は5,303件であった〔1-1-45図〕。

②実用新案技術評価書作成件数

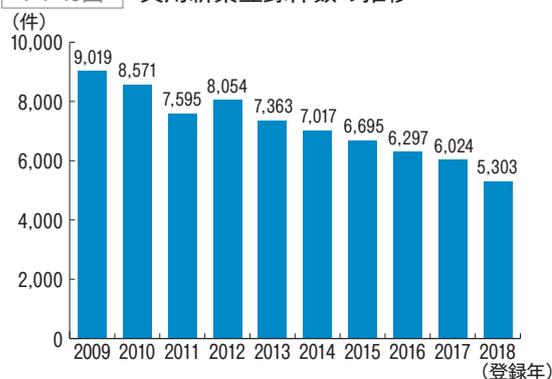
実体審査を行わない実用新案制度においては、権利を行使するにあたり、実用新案技術評価書を提示して警告を行うことが必要である。実用新案技術評価書とは、権利の有効性を判断する材料として、新規性、進歩性等に関する審査官の評価を請求人に通知するものである。実用新案技術評価書の作成件数も、実用新案登録出願件数と同様に減少傾向にあり、2018年は336件（前年比7.7%減）であった〔1-1-46図〕。

1-1-44図 実用新案登録出願件数の推移



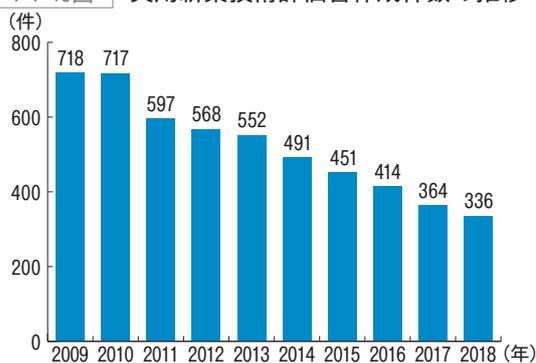
(資料) 統計・資料編 第1章3.

1-1-45図 実用新案登録件数の推移



(資料) 統計・資料編 第1章3.

1-1-46図 実用新案技術評価書作成件数の推移



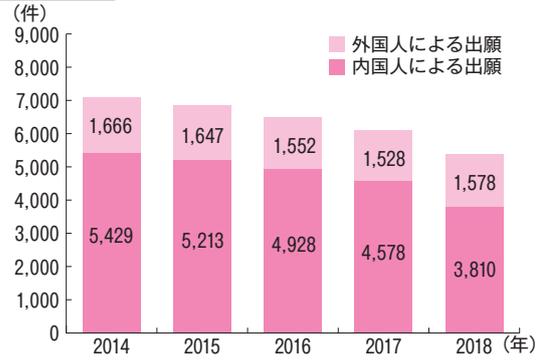
(資料) 特許庁作成

(2) 日中韓における実用新案登録出願構造

2018年の内国人による実用新案登録出願件数は、日本は3,810件、中国は2,063,860件、韓国は5,768件であった。

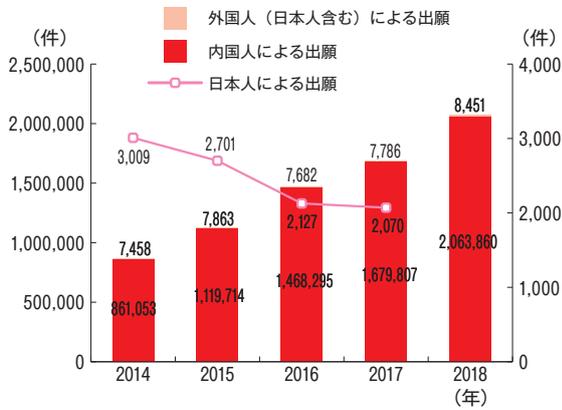
中国における外国人出願の件数は増加傾向にあるが、その割合は1%未満に過ぎない。また、2017年の日本から中国への出願件数は前年より減少した[1-1-47図、1-1-48図、1-1-49図]。

1-1-47図 日本における実用新案登録出願構造



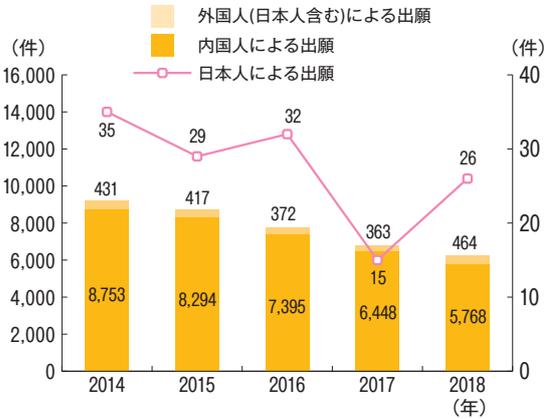
(備考) 国別内訳は筆頭出願人の国籍でカウントしている。
(資料) 統計・資料編 第2章 4. (2)

1-1-48図 中国における実用新案登録出願構造



(備考) 国別内訳は下記資料の定義に従っている。
(資料) 中国専利業務工作及総合管理統計月報及び中国年報を基に特許庁作成

1-1-49図 韓国における実用新案登録出願構造



(備考) 国別内訳は下記資料の定義に従っている。
(資料) 韓国 Annual Report(2014～2017年)及び韓国提供資料(暫定値)(2018年)を基に特許庁作成

3. 意匠

(1) 我が国における意匠登録出願・登録動向及び意匠審査の現状

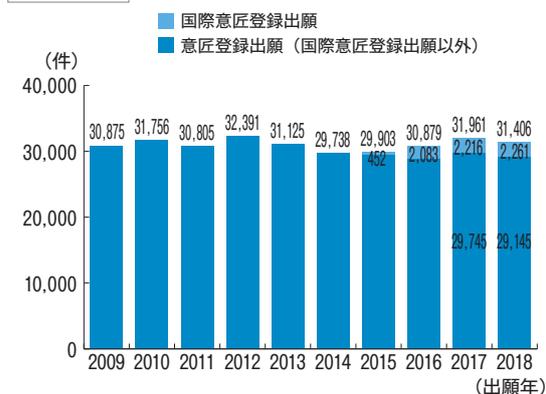
①意匠登録出願件数及び意匠登録件数

過去10年間の意匠登録出願件数の推移をみると、2009年以降多少の増減を繰り返しながらほぼ横ばいで推移しており、2018年は前年比1.7%減の31,406件であった。その内訳をみると、国際意匠登録出願¹件数は2,261件、それ以外の意匠登録出願件数は29,145件であった〔1-1-50図〕。

また、1999年に部分意匠²が導入されて以来、年々増加していた「出願全体に占める部分意匠の出願件数の割合」は、2016年にわずかに減少したものの、以後再び増加を続けており、出願件数全体の約40%を占めている。他方、同時期に導入された関連意匠³の利用割合は、2014年以降、14%前後で横ばいを維持しており、2018年は13.6%となっている〔1-1-51図〕。

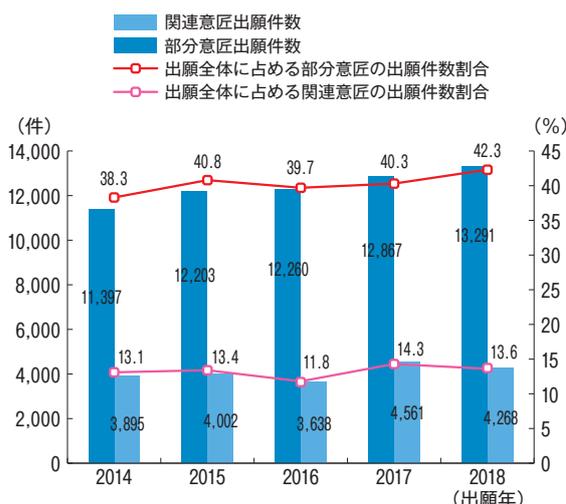
意匠登録件数は、近年は多少の増減を繰り返しながら3万件弱で推移しており、2018年は27,618件であった〔1-1-52図〕。

1-1-50図 意匠登録出願件数の推移



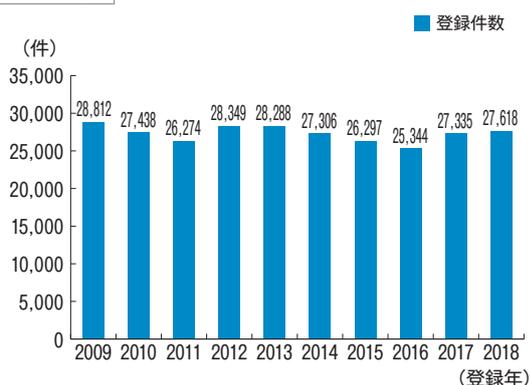
(備考) 国際意匠登録出願については、国際公表日を基準としてカウントしている。日本国特許庁におけるハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく国際出願の取扱い開始は、2015年5月13日。
(資料) 統計・資料編 第1章5、第3章10。

1-1-51図 部分意匠、関連意匠の出願件数及び出願件数割合の推移



(資料) 特許庁作成

1-1-52図 意匠登録件数の推移



(資料) 統計・資料編 第1章5。

1 国際意匠登録出願件数は、ハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく国際出願であって、日本国を指定締約国とし、かつ国際事務局により国際登録され、国際公表がされた出願の件数。当該件数については、国際出願の対象である意匠ごとにされた意匠登録出願として、また、国際公表の日を基準としてカウント。意匠法第60条の6参照。

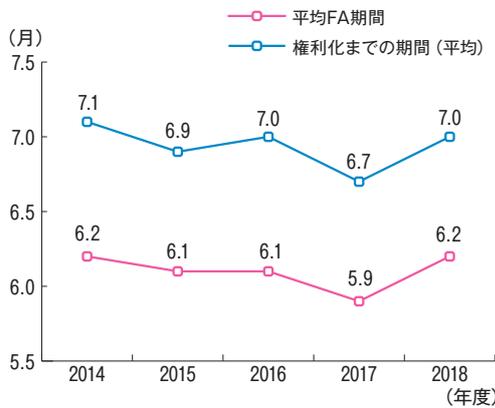
2 「物品の部分」に係る意匠のこと。1999年の改正意匠法施行以来、物品全体から物理的に切り離すことのできない部分に係る意匠についても意匠登録を受けることができるようになった。

3 同一出願人によって出願された場合に限り、自己の本意匠に類似する意匠（関連意匠）についても独自に権利行使することを可能にしたものであり、1999年に導入された。

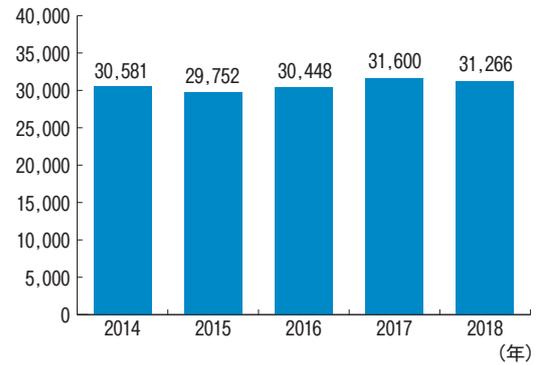
②意匠審査の現状

2018年度における出願から一次審査通知までの期間（FA 期間）は平均 6.2 月であり、出願から権利化までの期間¹は平均 7.0 月であった[1-1-53 図]。また、2018 年の一次審査件数（FA 件数）は 31,266 件と、出願件数同様にほぼ横ばいで推移しており、登録査定件数は 3 万件弱で推移している [1-1-54 図、1-1-55 図]。

1-1-53 図 意匠審査の権利化までの期間と平均 FA 期間の推移

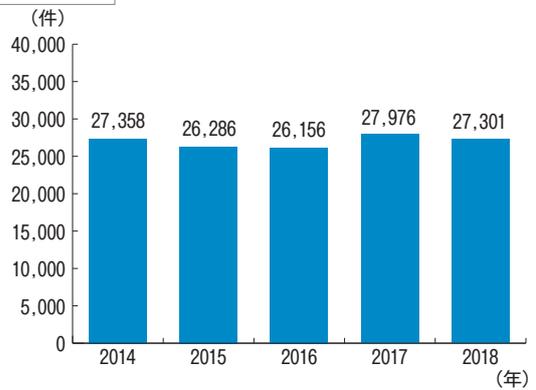


1-1-54 図 意匠審査の FA 件数の推移



(資料) 統計・資料編 第1章 5.

1-1-55 図 意匠審査の登録査定件数の推移

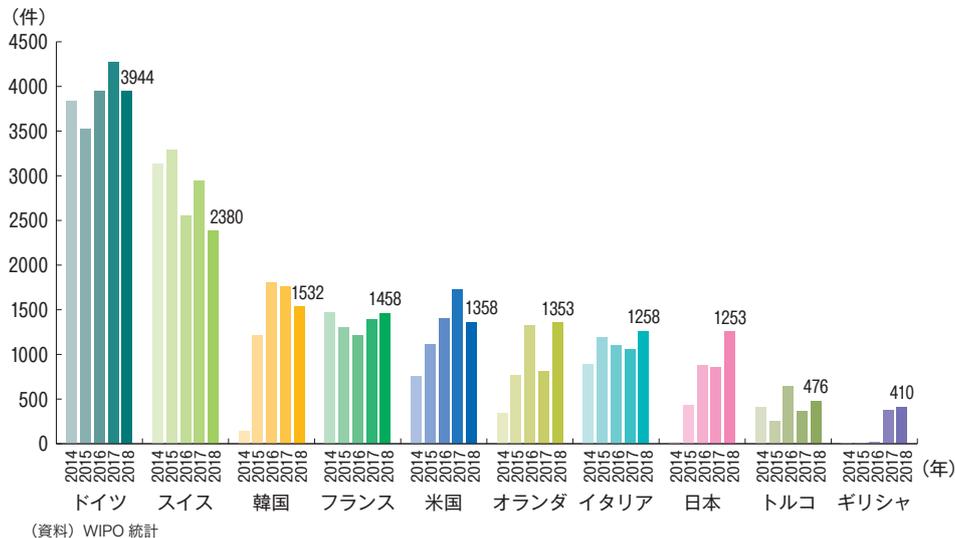


(資料) 統計・資料編 第1章 5.

③ハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく国際出願件数

我が国におけるハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく国際出願の取扱い開始は、2015 年 5 月 13 日であり、出願人居住国別にみると、2018 年の日本からの国際出願件数は、前年と比較して急増した [1-1-56 図]。

1-1-56 図 出願人居住国別の国際出願に含まれる意匠数の推移



(資料) WIPO 統計

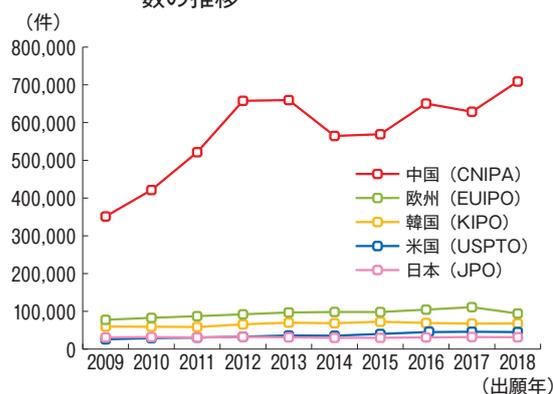
¹ 出願から最終処分までの期間（国際意匠登録出願を除く。また、出願人が制度上認められている期間を使い補正等を行うことによって、特許庁から再度の応答を求められる場合等を除く。）。

(2) 主要国・機関における意匠登録出願・登録動向

① 主要国・機関における意匠登録出願件数

主要国・機関における2018年の意匠登録出願件数について、日本（前年比1.7%減）米国（前年比1.7%減）欧州（EUIPO）（意匠数前年比16.0%減）は減少した一方、韓国（意匠数前年比0.5%増）中国（前年比12.7%増）は増加した【1-1-57図】。

1-1-57図 主要国・機関における意匠登録出願件数の推移



	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
中国 (CNIPA)	351,342	421,273	521,468	657,582	659,563	564,555	569,059	650,344	628,658	708,799
欧州 (EUIPO)	77,582	82,791	87,225	92,099	97,013	98,273	98,162	104,522	111,021	93,272
韓国 (KIPO)	59,537	59,204	58,571	65,469	70,054	68,441	72,458	69,120	67,357	67,721
米国 (USPTO)	25,806	29,059	30,467	32,799	36,034	35,378	40,128	44,967	45,881	45,083
日本 (JPO)	30,875	31,756	30,805	32,391	31,125	29,738	29,903	30,879	31,961	31,406

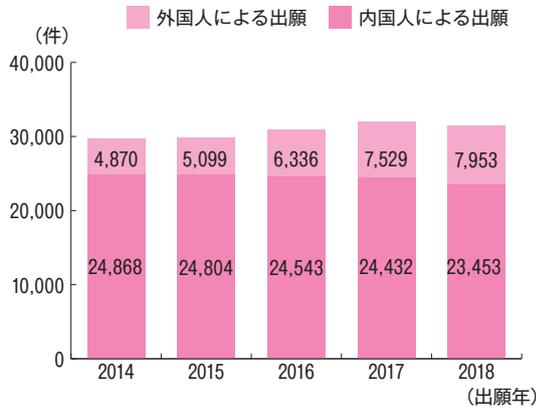
(備考) 欧州、韓国の数値は、それぞれ EUIPO、KIPO へ出願された意匠数を示す。
 (資料) 日本 統計・資料編 第1章5。
 米国 2009～2017年：WIPO 統計、2018年：USPTO 提供資料（暫定値）
 欧州 2009～2017年：WIPO 統計、2018年：EUIPO 提供資料（暫定値）
 中国 2009～2017年：WIPO 統計、2018年：CNIPA 提供資料（暫定値）
 韓国 2009～2017年：WIPO 統計、2018年：KIPO 提供資料（暫定値）

②主要国・機関における意匠登録出願構造

2018年の内外国人別の出願割合を見ると、外国人（欧州の場合は、非EU加盟国の出願人）による出願の割合は、米国（48.0%）、欧州（29.4%）、日本（25.3%）、韓国（11.3%）、中国（2.8%）であった[1-1-58図、1-1-59図、1-1-60図、1-1-61図、1-1-62図]。

日本、米国、韓国では、外国人による出願の割合が年々増加している一方で、欧州、中国では、外国人による出願の割合が直近5年間横ばいで推移している。

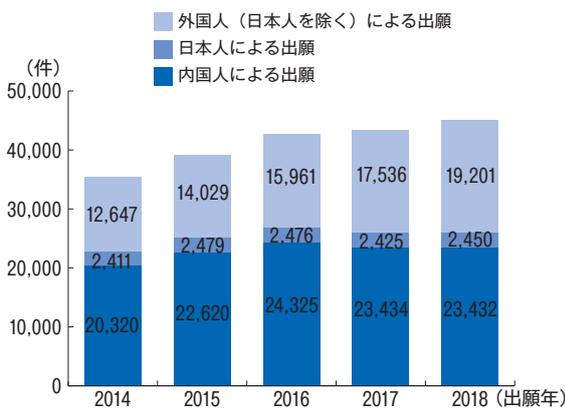
1-1-58図 日本における意匠登録出願構造



(備考) 国別内訳は筆頭出願人の国籍でカウントしている（国際意匠登録出願については筆頭出願人の居住国に基づく。）。

(資料) 統計・資料編 第2章4.(4)

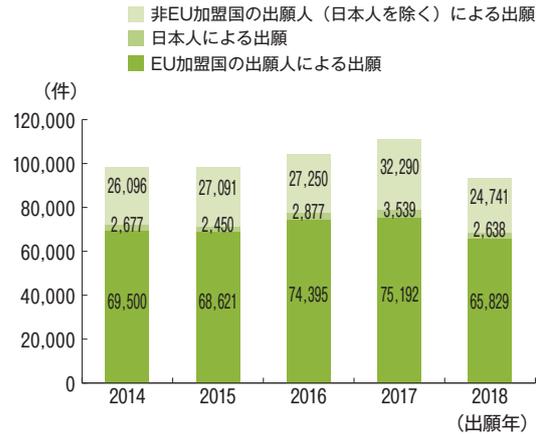
1-1-59図 米国における意匠登録出願構造



(備考) 国別内訳は下記資料の定義に従っている。

(資料) 2014～2017年：WIPO統計、2018年：USPTO提供資料（暫定値）

1-1-60図 欧州における意匠登録出願構造

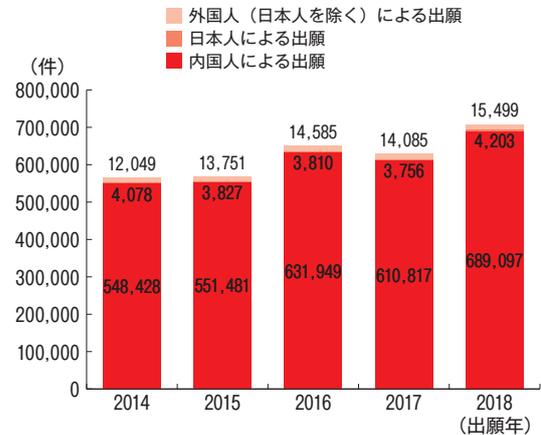


(備考) EUIPOへ出願された意匠数に基づく出願構造をあらわす。

国別内訳は下記資料の定義に従っている。

(資料) 2014～2017年：WIPO統計、2018年：EUIPO提供資料（暫定値）

1-1-61図 中国における意匠登録出願構造



(備考) 国別内訳は下記資料の定義に従っている。

(資料) 2014～2017年：WIPO統計、2018年：CNIPA提供資料（暫定値）

1-1-62図 韓国における意匠登録出願構造



(備考) KIPOへ出願された意匠数に基づく出願構造をあらわす。

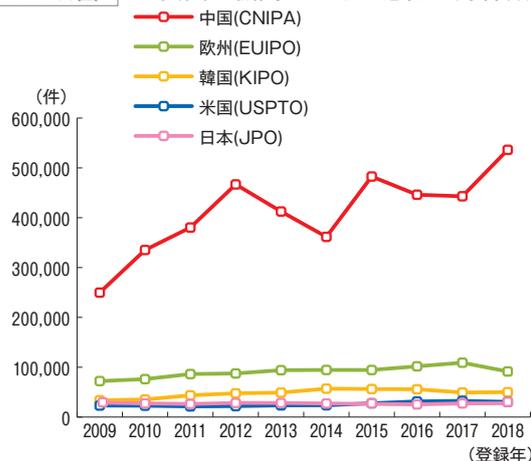
国別内訳は下記資料の定義に従っている。

(資料) 2014～2017年：WIPO統計、2018年：KIPO提供資料（暫定値）

③主要国・機関における意匠登録件数

実体審査を行う国における2018年の意匠登録件数を見ると、我が国では前年比1.0%増であったが、韓国¹では前年比1.3%増、米国では前年比6.0%減であった。実体審査を行わない国・機関における2018年の意匠登録件数を見ると、欧州(EUIPO)では前年比16.2%の減であったが、中国では前年比21.1%増と急増している[1-1-63図]。

1-1-63図 主要国・機関における意匠登録件数



単位：件

	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
中国 (CNIPA)	249,701	335,243	380,290	466,858	412,467	361,576	482,659	446,135	442,996	536,251
欧州 (EUIPO)	72,202	76,127	86,326	87,536	94,078	94,524	94,457	101,817	109,109	91,482
韓国 (KIPO)	33,721	35,183	43,634	47,670	49,039	57,029	56,256	55,736	49,288	49,905
米国 (USPTO)	23,116	22,799	21,356	21,951	23,468	23,657	27,644	31,395	32,483	30,519
日本 (JPO)	28,812	27,438	26,274	28,349	28,288	27,306	26,297	25,344	27,335	27,618

(備考) 欧州、韓国の数値は、それぞれ EUIPO、KIPO で登録された意匠数を示す。

(資料) 日本 統計・資料編 第1章 5。

米国 2009～2017年：WIPO 統計、2018年：USPTO 提供資料（暫定値）

欧州 2009～2017年：WIPO 統計、2018年：EUIPO 提供資料（暫定値）

中国 2009～2017年：WIPO 統計、2018年：CNIPA 提供資料（暫定値）

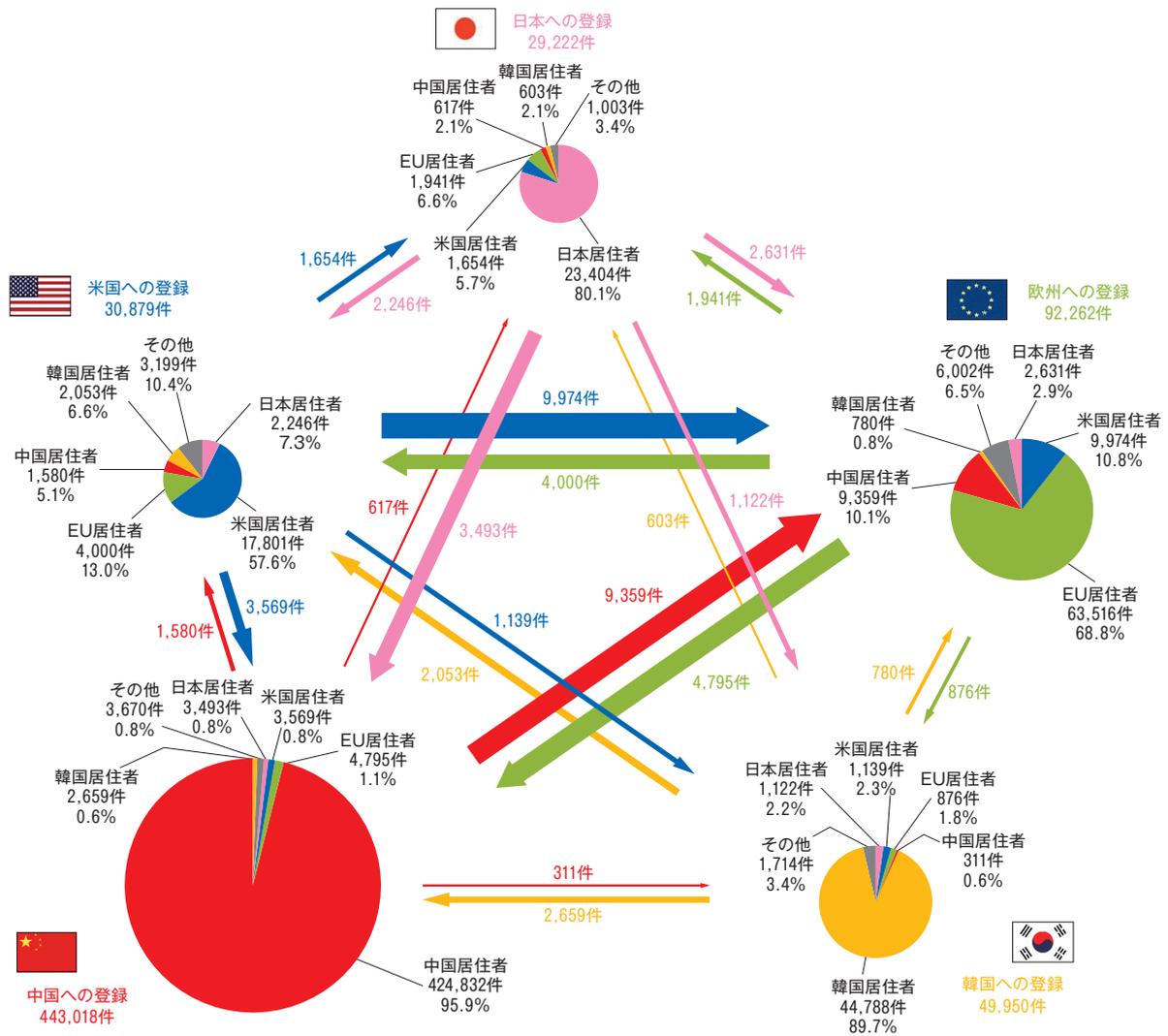
韓国 2009～2017年：WIPO 統計、2018年：KIPO 提供資料（暫定値）

1 一部の物品分野では、実体審査なしで登録される。

④主要国・機関間の意匠登録状況

主要国・機関間の各国居住者による他国への意匠登録状況を見ると、日本居住者、欧州居住者及び韓国居住者は中国への登録が最も多い。また、米国居住者及び中国居住者は欧州への登録が最も多い [1-1-64 図]。

1-1-64図 主要国・機関間の意匠登録状況（2017年）

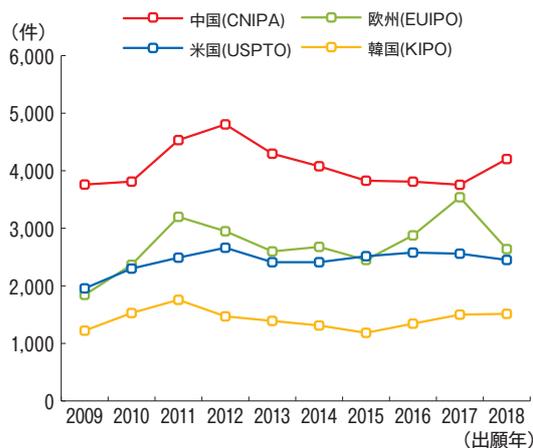


(備考) 意匠登録件数は意匠公報発行年(2017年)で集計した。「欧州での登録」はEUIPOで登録された意匠数を示す。
 (資料) 特許庁「平成30年度意匠出願動向調査報告書-マクロ調査-」

⑤日本人による主要国・機関への意匠登録出願件数

日本人による米国、韓国への出願件数は、近年横ばいとなっている。また2018年は、中国への出願が急増した一方で、欧州への出願は急減した [1-1-65 図]。

1-1-65図 日本人による主要国・機関における意匠登録出願件数の推移



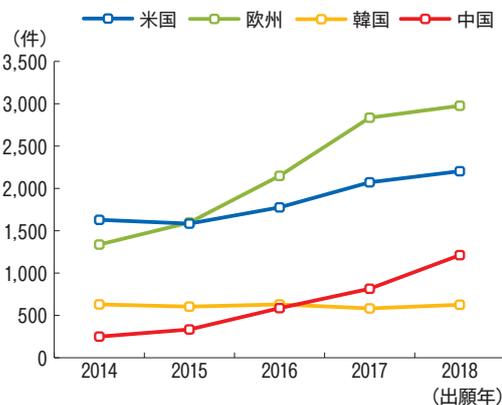
	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
中国 (CNIPA)	3,760	3,811	4,532	4,805	4,296	4,078	3,827	3,810	3,756	4,203
欧州 (EUIPO)	1,843	2,366	3,199	2,949	2,598	2,677	2,450	2,877	3,539	2,638
米国 (USPTO)	1,956	2,300	2,490	2,662	2,411	2,411	2,515	2,578	2,559	2,450
韓国 (KIPO)	1,222	1,528	1,757	1,470	1,391	1,311	1,184	1,343	1,500	1,514

(備考) 欧州、韓国の数値は、それぞれ EUIPO、KIPO へ出願された意匠数を示す。各国特許庁における件数は下記資料の定義に従っている。
 (資料) 米国 2009～2017年：WIPO 統計、2018年：USPTO 提供資料（暫定値）
 欧州 2009～2017年：WIPO 統計、2018年：EUIPO 提供資料（暫定値）
 中国 2009～2017年：WIPO 統計、2018年：CNIPA 提供資料（暫定値）
 韓国 2009～2017年：WIPO 統計、2018年：KIPO 提供資料（暫定値）

⑥外国人による日本への意匠登録出願件数

2018年に欧州、米国、中国から日本へなされた意匠登録出願件数は、いずれも前年と比べて増加した。また、外国人による日本への意匠登録出願件数全体も、ここ数年増加し続けている [1-1-66 図]。

1-1-66図 外国人による日本への意匠登録出願件数の推移



	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	対合計比 (2018年)
欧州	1,337	1,597	2,148	2,835	2,976	37.4%
米国	1,629	1,584	1,776	2,072	2,203	27.7%
韓国	630	604	630	583	626	7.9%
中国	250	334	586	815	1,212	15.2%
その他	1,024	980	1,196	1,224	936	11.8%
合計	4,870	5,099	6,336	7,529	7,953	100.0%

(備考) 欧州の数値は、各年に EU 加盟国から日本になされた出願件数の合計である。2015年以降の数値は、国内出願件数と国際意匠登録出願件数の合計である。筆頭出願人の国籍でカウントしている（国際意匠登録出願については筆頭出願人の居住国に基づく。）。
 (資料) 統計・資料編 第4章2. (1)

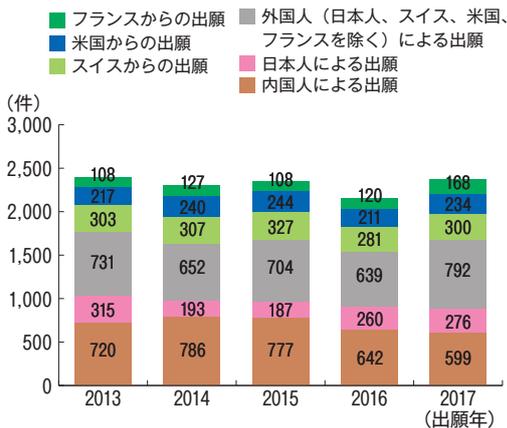
(3) 新興国等における意匠登録出願動向

① ASEAN における意匠登録出願動向

ASEAN 主要国（シンガポール、インドネシア、タイ、マレーシア、ベトナム、フィリピン）における直近5年間の意匠登録出願件数の推移を見ると、タイの増加傾向が顕著である。マレーシアでは2013年以降減少傾向にあったが、2017年に増加に転じた。

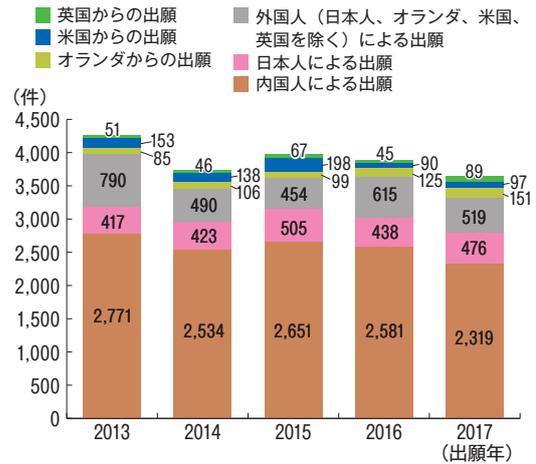
なお、インドネシア、タイ、ベトナムでは、2017年の外国人による出願のうち日本人による出願が約30～40%を占めている[1-1-67図、1-1-68図、1-1-69図、1-1-70図、1-1-71図、1-1-72図]。

1-1-67図 シンガポールにおける意匠登録出願構造



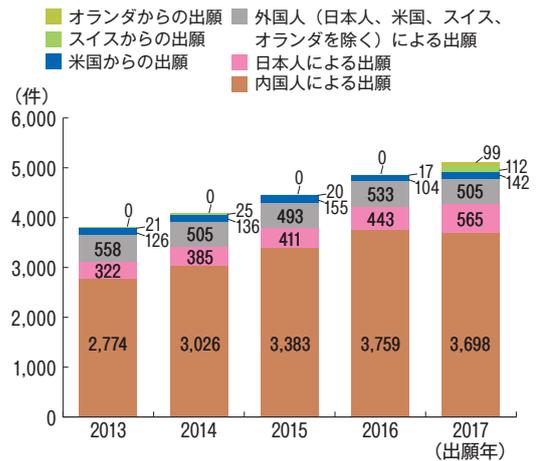
(備考) スイス、米国、フランスは、2017年の外国人による出願のうち上位3か国（日本除く）
 国別内訳は下記資料の定義に従っている。
 (資料) WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-68図 インドネシアにおける意匠登録出願構造



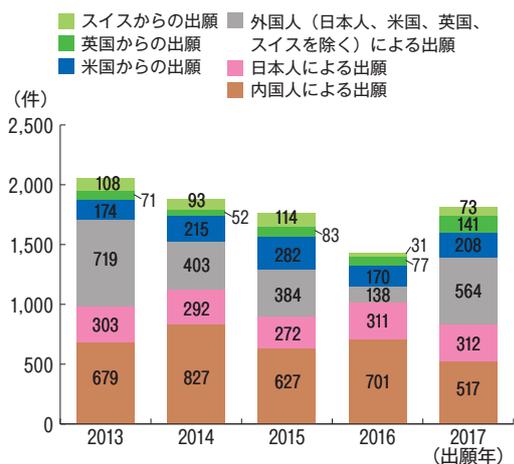
(備考) オランダ、米国、英国は、2017年の外国人による出願のうち上位3か国（日本除く）
 国別内訳は下記資料の定義に従っている。
 (資料) WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-69図 タイにおける意匠登録出願構造



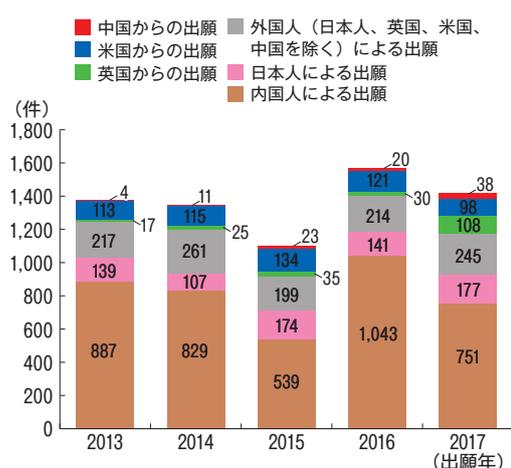
(備考) 米国、スイス、オランダは、2017年の外国人による出願のうち上位3か国（日本除く）
 国別内訳は下記資料の定義に従っている。
 (資料) WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-70図 マレーシアにおける意匠登録出願構造



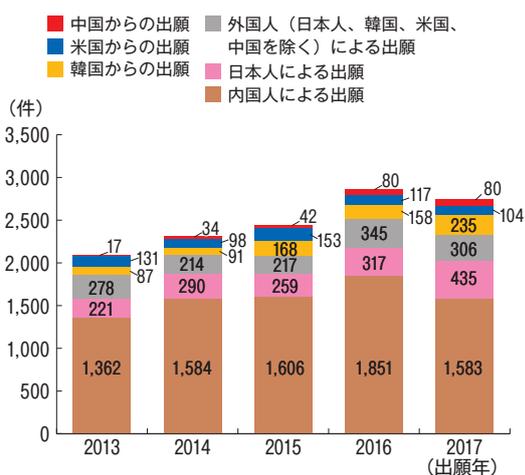
(備考) 米国、英国、スイスは、2017年の外国人による出願のうち上位3か国(日本除く)
 国別内訳は下記資料の定義に従っている。
 (資料) WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-72図 フィリピンにおける意匠登録出願構造



(備考) 英国、米国、中国は、2017年の外国人による出願のうち上位3か国(日本除く)
 国別内訳は下記資料の定義に従っている。
 (資料) WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-71図 ベトナムにおける意匠登録出願構造

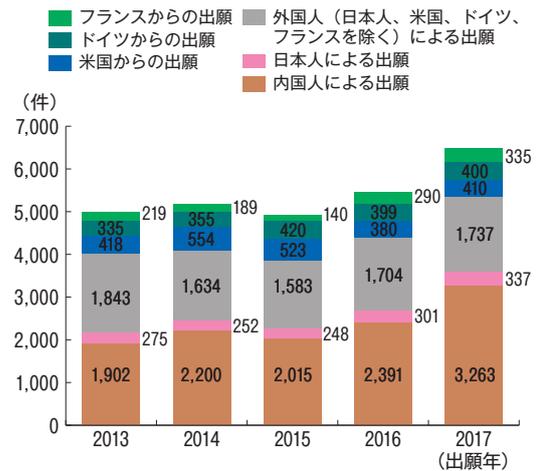


(備考) 韓国、米国、中国は、2017年の外国人による出願のうち上位3か国(日本除く)
 国別内訳は下記資料の定義に従っている。
 (資料) WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

②ブラジル・インド・ロシア・南アフリカにおける意匠登録出願動向

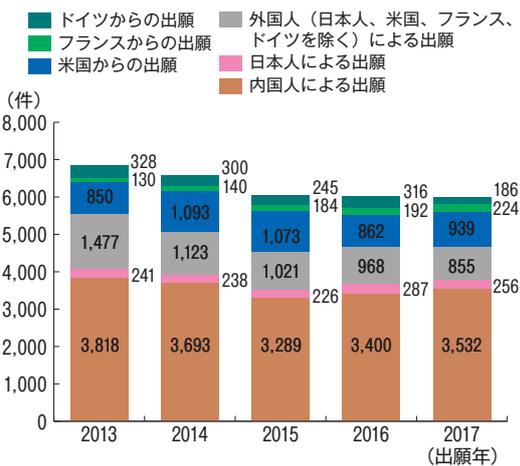
直近5年間の意匠登録出願件数の推移を見ると、インドでは2013以降、増加を続けており、これらの四か国で最大の出願件数となっている。ブラジルでは2013年以降緩やかな減少傾向にあったが、2015年以降は横ばいを維持している。また、ロシアでは2016年以降に出願が急増している一方、南アフリカは2013年以降、2000件前後で増減を繰り返している [1-1-73図、1-1-74図、1-1-75図、1-1-76図]。

1-1-74図 ロシアにおける意匠登録出願構造



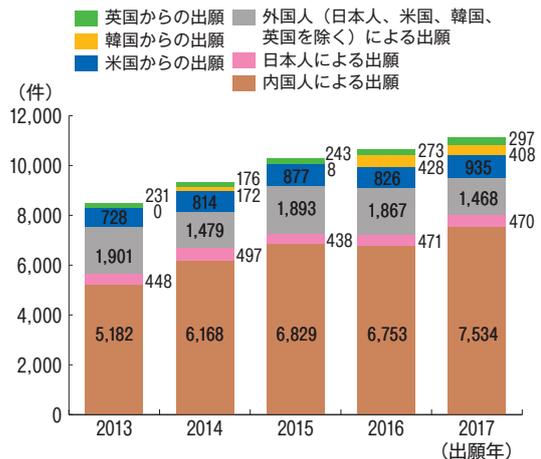
(備考) ドイツ、米国、フランスは、2017年の外国人による出願のうち上位3か国(日本除く)
 国別内訳は下記資料の定義に従っている。
 (資料) WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-73図 ブラジルにおける意匠登録出願構造



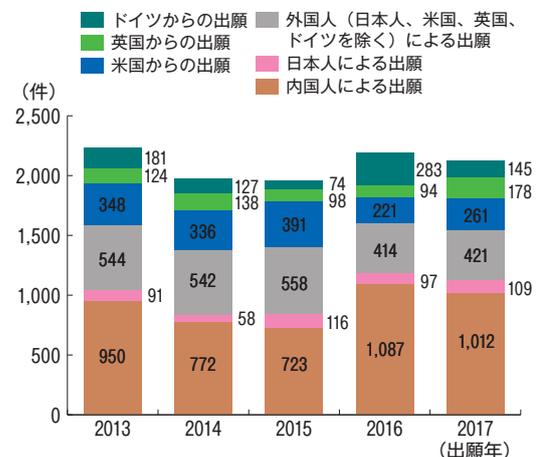
(備考) 米国、ドイツ、フランスは、2017年の外国人による出願のうち上位3か国(日本除く)
 国別内訳は下記資料の定義に従っている。
 (資料) WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-75図 インドにおける意匠登録出願構造



(備考) 米国、韓国、英国は、2017年の外国人による出願のうち上位3か国(日本除く)
 国別内訳は下記資料の定義に従っている。
 (資料) WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-76図 南アフリカにおける意匠登録出願構造



(備考) ドイツ、米国、英国は、2017年の外国人による出願のうち上位3か国(日本除く)
 国別内訳は下記資料の定義に従っている。
 (資料) WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

4. 商標

(1) 我が国における商標登録出願・登録動向及び商標審査の現状

① 商標登録出願件数及び商標登録件数

商標登録出願件数は、近年増加傾向が続いており、2018年は184,483件であった。内訳を見ると、国際商標登録出願¹件数は前年比2.7%増の17,802件、それ以外の商標登録出願件数は同4%減の166,681件であった [1-1-77 図]。

商標登録件数は、近年は10万から11万件前後で推移しており、2018年は116,547件であった [1-1-78 図]。

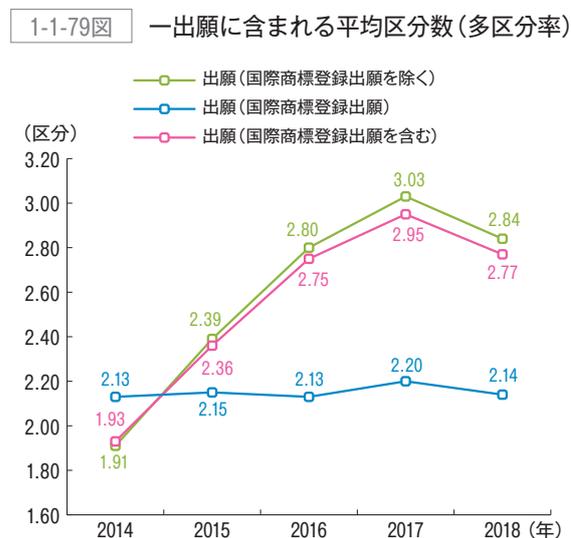


(備考) 国際商標登録出願については、日本国特許庁への指定通報日を基準としてカウントしている。

(資料) 統計・資料編 第1章6.、第3章17.



(資料) 統計・資料編 第1章6.



(備考) 平均区分数は出願区分数を出願件数で割った数値

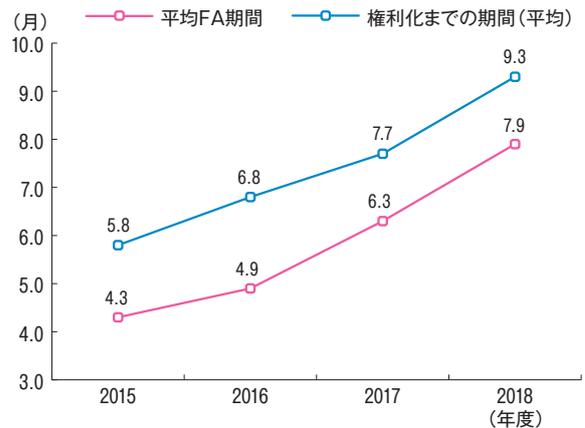
(資料) 統計・資料編 第1章6.、第2章5. (8)、第3章17.、第3章19.

1 マドリッド協定議定書に基づく国際出願であって、日本国を指定したもの。商標法第68条の9参照

②商標審査の現状

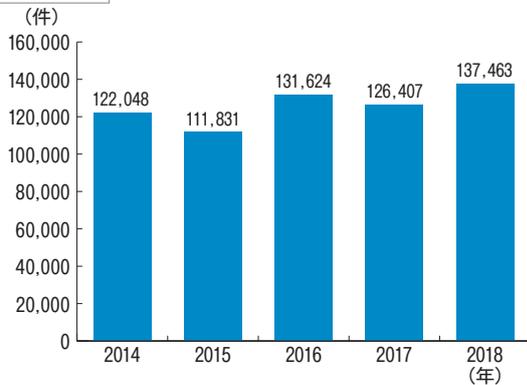
特許庁は、電子化の推進及び民間活力の活用等により審査の効率化を進めているが、近年の出願件数増加の影響により、審査期間は延びる傾向にある。2018年度における出願から一次審査通知までの期間（FA期間）は7.9か月、出願から権利化までの期間¹は9.3か月であった[1-1-80図]。

1-1-80図 商標審査の平均FA期間と権利化までの期間の推移



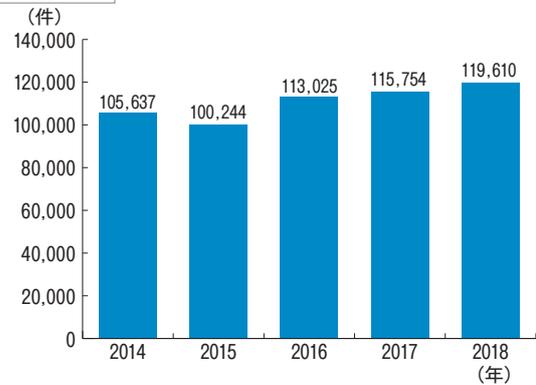
(資料) 特許庁作成

1-1-81図 商標審査のFA件数の推移



(資料) 統計・資料編 第1章6.

1-1-82図 商標審査の登録査定件数の推移



(資料) 統計・資料編 第1章6.

③マドリッド協定議定書に基づく国際出願²動向

日本国特許庁を本国官庁とするマドリッド協定議定書に基づく国際出願件数は年々増加しており、2018年は前年比26.3%増の3,164件であった[1-1-83図]。

1-1-83図 日本国特許庁を本国官庁とするマドリッド協定議定書に基づく国際出願件数の推移



(資料) 統計・資料編 第3章12.

¹ 出願から最終処分までの期間（新しいタイプの商標及び地域団体商標に係る出願を除く。また、出願人が制度上認められている期間を使い補正等を行うことによって、特許庁から再度の応答を求められる場合等を除く。）。

² 国際登録出願制度の概要：締約国の一国の官庁（本国官庁）に出願又は登録されている商標を基礎として、保護を求める締約国官庁（指定国官庁）を指定した願書を、本国官庁を通じてWIPO国際事務局に国際登録出願する。かかる国際登録出願は、WIPO国際事務局が管理する国際登録簿に国際登録され、WIPO国際事務局から送付された指定通報に基づき、指定国官庁が1年又は各国の宣言により18か月（我が国は18か月）以内に拒絶の理由を通報しない限り、上記指定国において保護を受けることができる。

(2) 主要国・機関における商標登録出願・登録動向

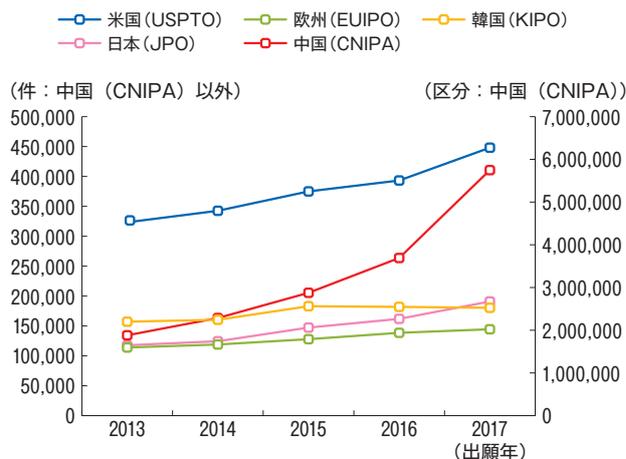
①主要国・機関における商標登録出願件数

主要国・機関における商標登録出願件数は全体的に増加傾向にあり、2017年は韓国を除く国・機関において前年より増加している。最も出願件数の多い中国においては、2017年は前年と比べて55.7%の増加となっており、顕著な出願増加傾向が続いていることがわかる [1-1-84図]。

②主要国・機関における商標登録出願構造

2018年の日本における商標登録出願構造を見ると、内国人による出願が78.7%、外国人による出願が21.3%という構成となっている [1-1-85図、1-1-86図、1-1-87図、1-1-88図、1-1-89図]。

1-1-84図 主要国・機関における商標登録出願件数の推移



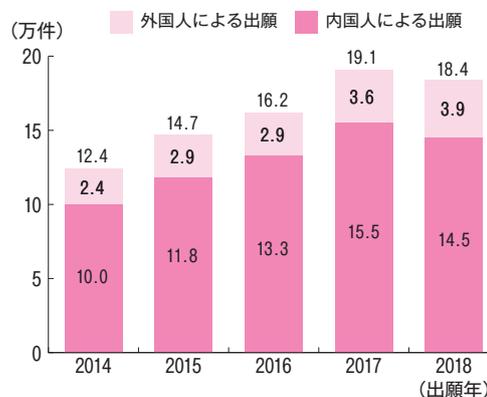
単位：件

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
中国 (CNIPA)	1,881,546	2,285,358	2,876,048	3,691,365	5,748,175
米国 (USPTO)	323,340	342,576	374,974	393,243	448,065
日本 (JPO)	117,674	124,442	147,283	161,859	190,939
韓国 (KIPO)	157,139	160,310	183,004	181,888	180,312
欧州 (EUIPO)	113,928	118,978	127,894	138,543	144,456

(備考) 商標登録出願件数はマドリッド協定議定書に基づく国際出願を含む。
中国 (CNIPA) の数値は右軸で示す。中国 (CNIPA) は出願件数での公表はしていないため、数値は出願区分数である。

(資料) 日本 統計・資料編 第1章 6.
中国 中国商標战略年度发展报告
その他 WIPO 統計

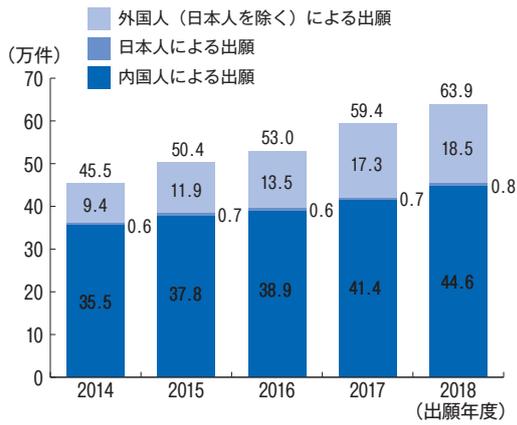
1-1-85図 日本における商標登録出願構造



(備考) 国別内訳は筆頭出願人の国籍でカウントしている (国際商標登録出願については筆頭出願人の居住国に基づく)。

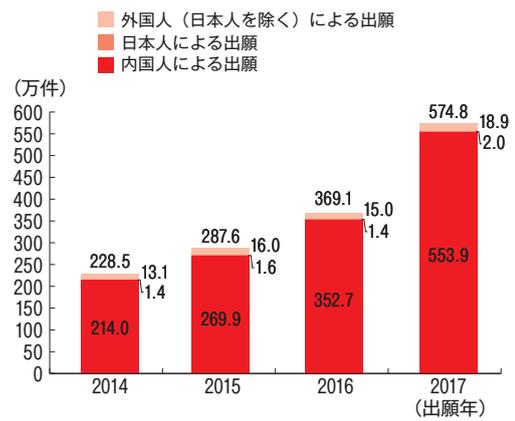
(資料) 統計・資料編 第2章 4. (5)

1-1-86図 米国における商標登録出願構造



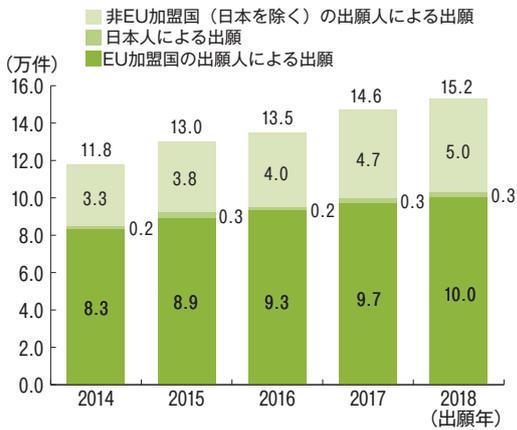
(備考) 出願件数の国別内訳を公表していないため、数値は出願区分数である。年度は各年の前年10月からその年の9月までを示す。
(例) 2018年度:2017年10月～2018年9月
国別内訳は下記資料の定義に従っている。
(資料) USPTO Annual Report

1-1-88図 中国における商標登録出願構造



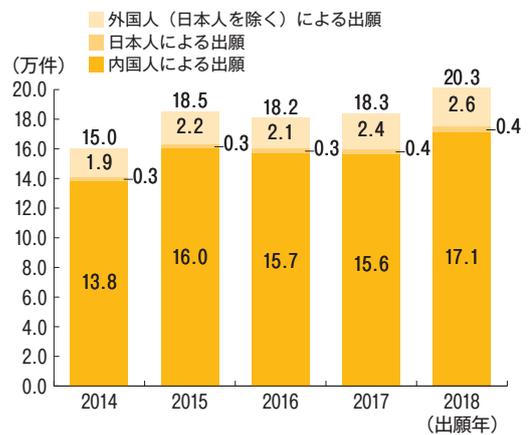
(備考) 出願件数での公表はしていないため、数値は出願区分数である。国別内訳は下記資料の定義に従っている。
(資料) 中国商标战略年度发展报告
2018年のデータは未公表

1-1-87図 欧州における商標登録出願構造



(備考) EUIPOにおける商標登録出願構造を表す。国別内訳は下記資料の定義に従っている。
(資料) EUIPOウェブサイト（データは2019年3月末時点）

1-1-89図 韓国における商標登録出願構造



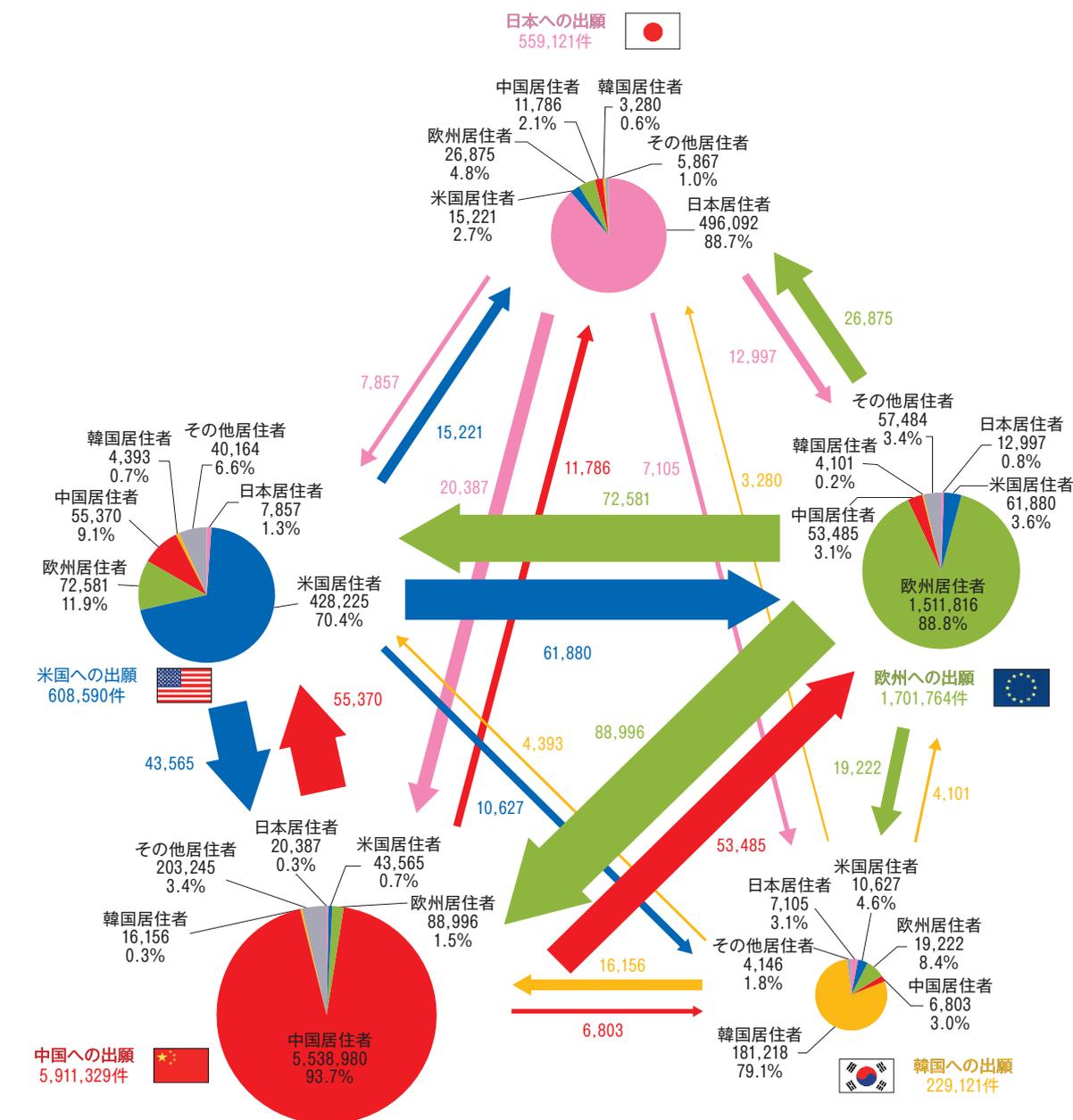
(備考) 国別内訳は下記資料の定義に従っている。
(資料) 2014～2017年:KIPO Annual Report、2018年:KIPO提供資料（暫定値）

③主要国・機関間の商標登録出願状況(区分数)

日米欧中韓間の出願人居住地別の商標登録出願区分数では、日本からは、中国への出願が最も多く、次いで欧州、米国、韓国の順となっている。日本居住者同様に、韓国からも中国への出願が最

も多い。米国については、欧州への出願区分数が最も多く、次いで中国となっている。欧州については、中国への出願区分数が最も多く、次いで米国となっている。中国からは米国への出願区分数が最も多く、次いで欧州、日本、韓国の順となっている [1-1-90 図]。

1-1-90図 主要国・機関間の商標登録出願区分数の関係 (区分数、2017年)



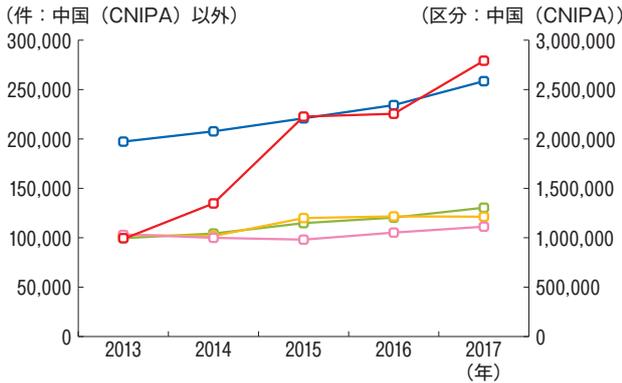
(備考) ①欧州はEUIPO、EU加盟各国及びスイス、ノルウェーへの商標出願件数の合計を示し、欧州居住者はEU加盟国及びスイス、ノルウェーの商標出願件数の合計を示す。
 ②中国は2014年の商標法改正により、一出願多区分制が採用された(2013年までは一出願一区分制で、国際商標登録出願の際には一出願多区分を許容していた)。
 (資料) 特許庁「平成30年度商標出願動向調査報告書-マクロ調査-」

④主要国・機関における商標登録件数

主要国・機関における商標登録件数は、同出願件数の傾向と同様、全体的に増加傾向にあり、2017年は韓国を除く国・機関において前年より増加した [1-1-91 図]。

1-1-91図 主要国・機関における商標登録件数の推移

—○— 米国 (USPTO) —○— 韓国 (KIPO) —○— 欧州 (EUIPO)
—○— 日本 (JPO) —○— 中国 (CNIPA)



単位：件

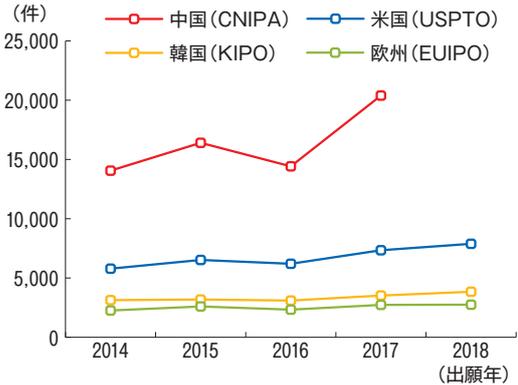
	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
中国 (CNIPA)	987,243	1,347,244	2,226,441	2,254,945	2,792,072
米国 (USPTO)	197,306	207,709	220,874	234,256	258,497
欧州 (EUIPO)	99,584	104,244	114,790	120,375	130,395
韓国 (KIPO)	102,735	101,680	119,918	121,616	121,305
日本 (JPO)	103,399	99,896	98,085	105,207	111,180

(備考) 商標登録件数はマドリッド協定書に基づく国際出願を含む。
中国 (CNIPA) の数値は右軸で示す。中国 (CNIPA) は登録件数での公表はしていないため、数値は登録区分数である。
(資料) 日本 統計・資料編 第1章 6.
中国 中国商標战略年度发展报告
その他 WIPO 統計

⑤日本人による主要国・機関への商標登録出願件数

2018年における日本人による主要国・機関への商標登録出願件数は、2017年に比べ、対米国は7.4%増、対韓国は9.1%増、対EUIPOは0.6%増となった [1-1-92 図]。

1-1-92図 日本人による主要国・機関への商標登録出願件数の推移



単位：件

	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
中国 (CNIPA)	14,054	16,403	14,419	20,387	—
米国 (USPTO)	5,786	6,521	6,199	7,340	7,883
韓国 (KIPO)	3,131	3,183	3,096	3,519	3,839
欧州 (EUIPO)	2,257	2,597	2,329	2,731	2,747

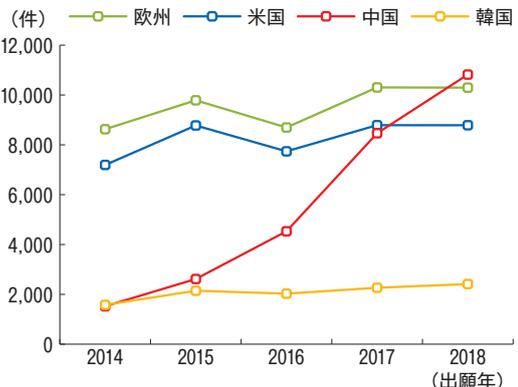
(備考) 中国 出願件数での公表はしていないため、数値は出願区分数である。
米国 出願件数の国内内訳を公表していないため、数値は出願区分数である。
各年の値は年度データ、各年の前年10月からその年の9月までを示す。
(例) 2018年度:2017年10月～2018年9月
件数は下記資料の定義に従っている。
(資料) 中国 中国商標战略年度发展报告
米国 USPTO Annual Report
韓国 2014～2017年:KIPO Annual Report、2018年:KIPO 提供資料 (暫定値)
欧州 EUIPO ウェブサイト

⑥外国人による日本への商標登録出願件数

2018年の外国人による日本への出願件数は、2017年と比べて全体で8.4%増の39,209件となった。2017年までは欧州からの出願件数が最も多い状況が続いていたが、2018年においては中国からの出願が最も多くなった。

対2017年比で見ると、中国からの出願が27.8%増、韓国からの出願が6.6%増、米国からの出願がほぼ横ばい、欧州からの出願が0.1%減となった [1-1-93 図]。

1-1-93図 外国人による日本への商標登録出願件数の推移



単位：件

	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	対合計比(2018年)
中国	1,521 (781)	2,616 (819)	4,530 (1,078)	8,464 (1,518)	10,820 (1,784)	27.6%
欧州	8,672 (6,771)	9,787 (7,820)	8,696 (6,864)	10,304 (8,370)	10,296 (8,291)	26.3%
米国	7,193 (2,436)	8,777 (3,846)	7,739 (3,154)	8,789 (3,805)	8,786 (4,060)	22.4%
韓国	1,578 (314)	2,145 (549)	2,027 (471)	2,264 (662)	2,413 (679)	6.2%
その他	5,425 (2,353)	5,998 (2,939)	5,530 (2,258)	6,338 (2,960)	6,894 (2,977)	17.6%
合計	24,389 (12,655)	29,323 (15,973)	28,522 (13,825)	36,159 (17,315)	39,209 (17,791)	100.0%

(備考) 欧州：統計・資料編 第4章 2. (1) から、EU加盟国を抽出。(加盟国は2019年3月時点のもの)
括弧内の数値は国際商標登録出願を内数で表したものの。件数は下記資料の定義に従っている。
(資料) 統計・資料編 第4章 2. (1)

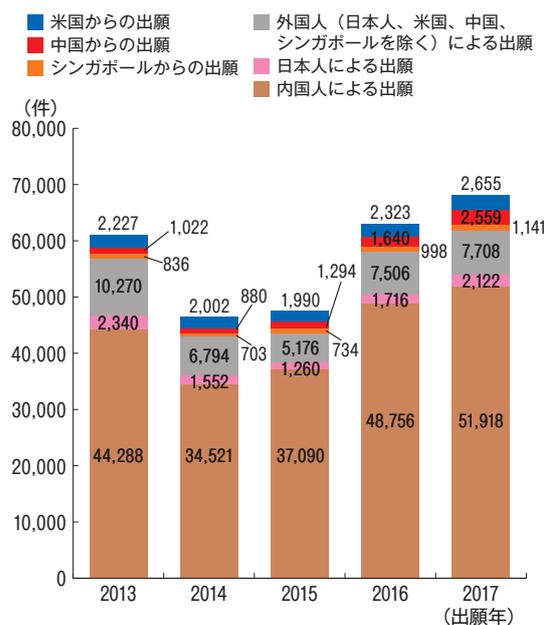
(3) 新興国等における商標登録出願動向

① ASEANにおける商標登録出願動向

ASEAN 主要国（シンガポール、インドネシア、タイ、マレーシア、ベトナム、フィリピン）における直近5年間の商標登録出願件数の推移を見ると、概ね増加傾向が続いているが、タイ及びフィリピンにおいては、2016年から2017年にかけて出願件数が減少した。

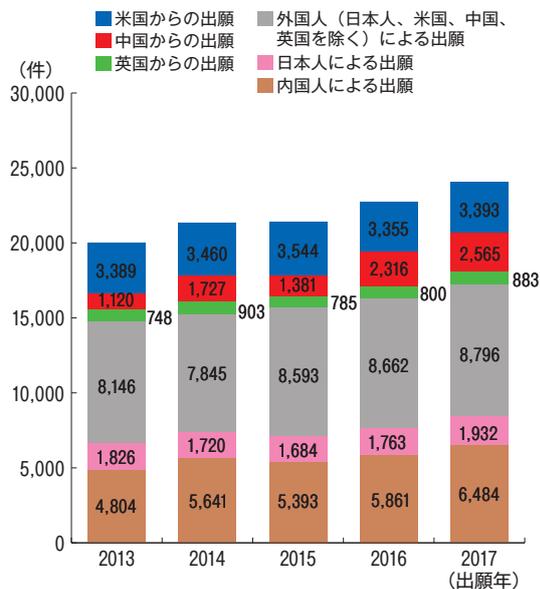
2017年の出願構造のうち、外国からの出願を見ると、米国又は中国が出願件数トップの地位を占めており、日本は2位又は3位に位置付けている〔1-1-94図、1-1-95図、1-1-96図、1-1-97図、1-1-98図、1-1-99図〕。

1-1-95図 インドネシアにおける商標登録出願構造



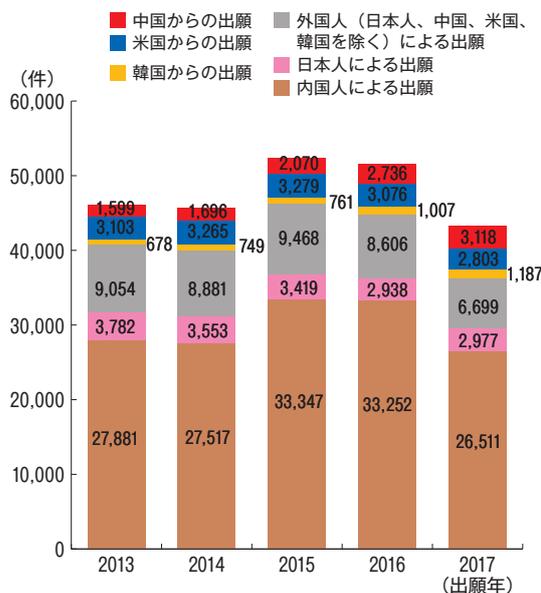
(備考) 米国、中国、シンガポールは、2017年の外国人による出願のうち上位3か国（日本除く）
 国別内訳は下記資料の定義に従っている。
 (資料) WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-94図 シンガポールにおける商標登録出願構造



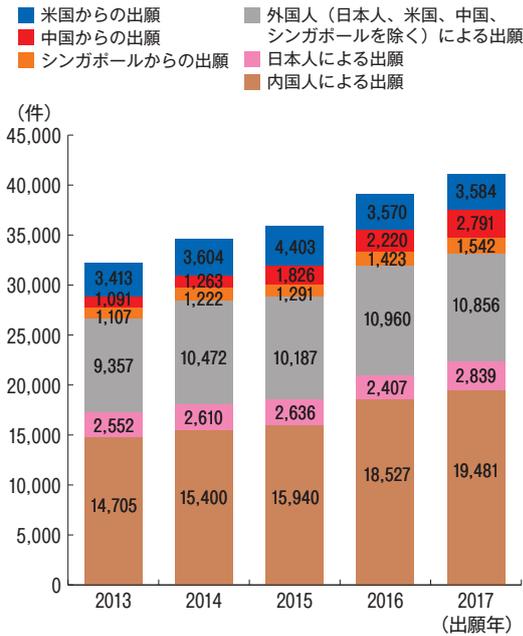
(備考) 米国、中国、英国は、2017年の外国人による出願のうち上位3か国（日本除く）
 国別内訳は下記資料の定義に従っている。
 (資料) WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-96図 タイにおける商標登録出願構造



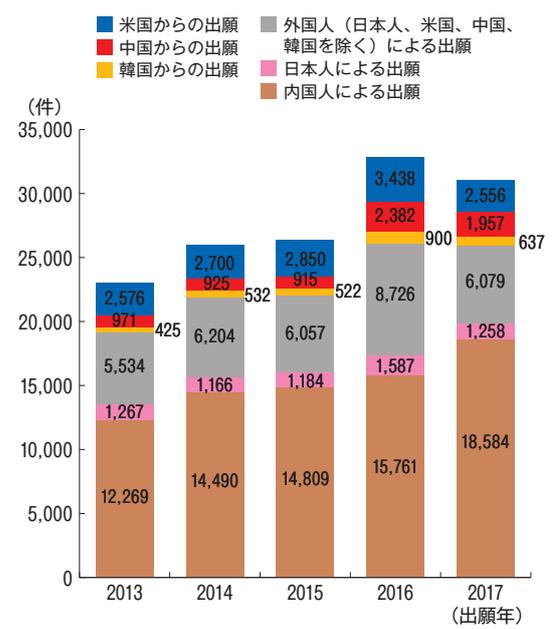
(備考) 中国、米国、韓国は、2017年の外国人による出願のうち上位3か国（日本除く）
 国別内訳は下記資料の定義に従っている。
 (資料) WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-97図 マレーシアにおける商標登録出願構造



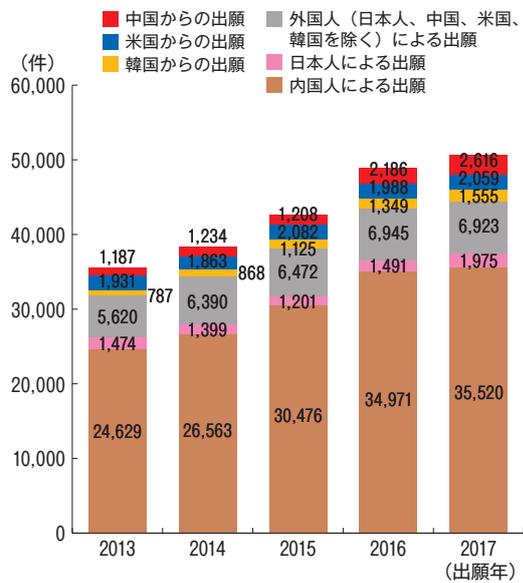
(備考) 米国、中国、シンガポールは、2017年の外国人による出願のうち上位3か国（日本除く）
 国別内訳は下記資料の定義に従っている。
 (資料) WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-99図 フィリピンにおける商標登録出願構造



(備考) 米国、中国、韓国は、2017年の外国人による出願のうち上位3か国（日本除く）
 国別内訳は下記資料の定義に従っている。
 (資料) WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-98図 ベトナムにおける商標登録出願構造



(備考) 中国、米国、韓国は、2017年の外国人による出願のうち上位3か国（日本除く）
 国別内訳は下記資料の定義に従っている。
 (資料) WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

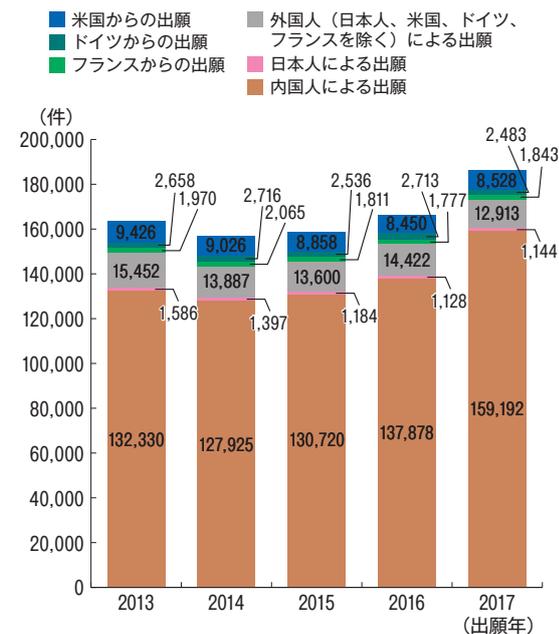
②ブラジル・インド・ロシア・南アフリカにおける商標出願動向

ブラジル、インド、ロシア、南アフリカにおける直近5年間の商標登録出願件数の推移を見ると、ブラジル及びロシアにおいては増加傾向が続いているが、インド及び南アフリカにおいては、2017年

は前年より出願件数が減少しており、特に南アフリカにおいては前年比30.9%と大きく減少した。

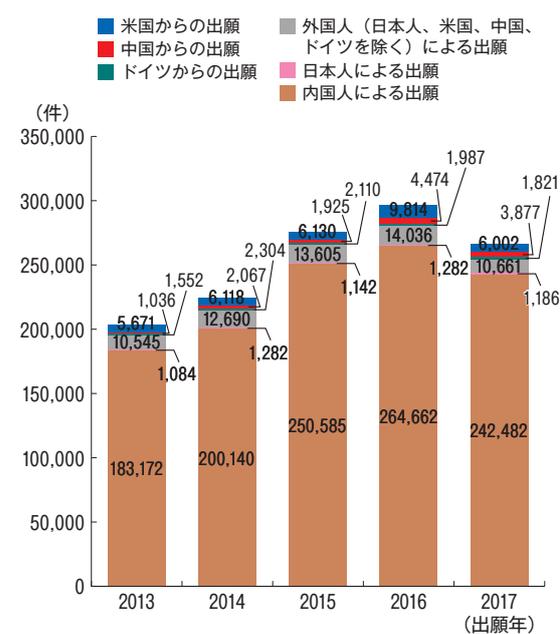
2017年の出願構造のうち、外国からの出願を見ると、いずれの国においても米国が出願件数トップの地位を占めている[1-1-100図、1-1-101図、1-1-102図、1-1-103図]。

1-1-100図 ブラジルにおける商標登録出願構造



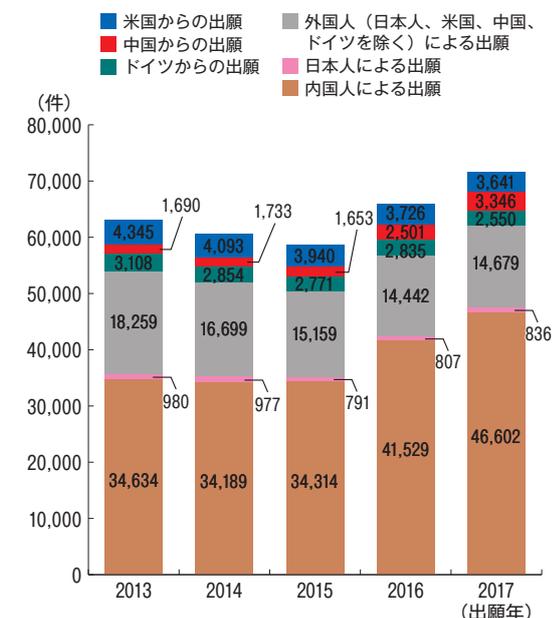
(備考) 米国、ドイツ、フランスは、2017年の外国人による出願のうち上位3か国(日本除く)
 国別内訳は下記資料の定義に従っている。
 (資料) WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-102図 インドにおける商標登録出願構造



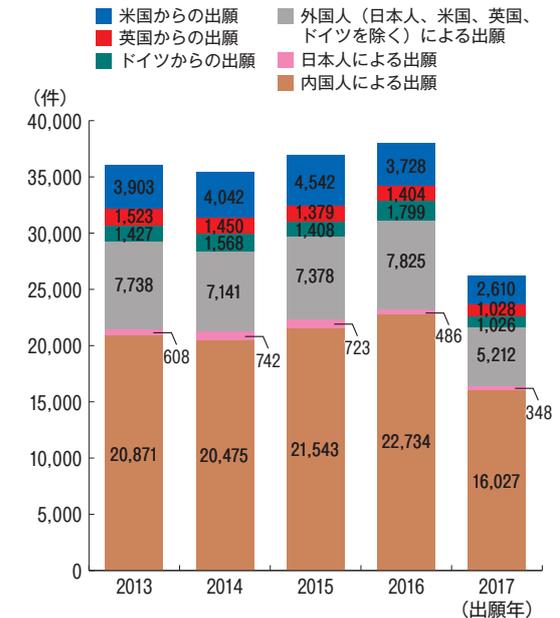
(備考) 米国、中国、ドイツは、2017年の外国人による出願のうち上位3か国(日本除く)
 国別内訳は下記資料の定義に従っている。
 (資料) WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-101図 ロシアにおける商標登録出願構造



(備考) 米国、中国、ドイツは、2017年の外国人による出願のうち上位3か国(日本除く)
 国別内訳は下記資料の定義に従っている。
 (資料) WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-103図 南アフリカにおける商標登録出願構造



(備考) 米国、英国、ドイツは、2017年の外国人による出願のうち上位3か国(日本除く)
 国別内訳は下記資料の定義に従っている。
 (資料) WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

5. 審判

(1) 審判の現状

① 審判の請求動向

a. 拒絶査定不服審判¹請求件数の推移

2018年における拒絶査定不服審判の請求件数は、特許が16,536件、意匠が293件、商標が838件であった[1-1-104図]。また、特許の前置審査²の結果を見ると、拒絶査定を取り消して特許査定される件数（前置登録件数）の全体に占める割合は、2010年以降、6割前後で推移している[1-1-105図]。

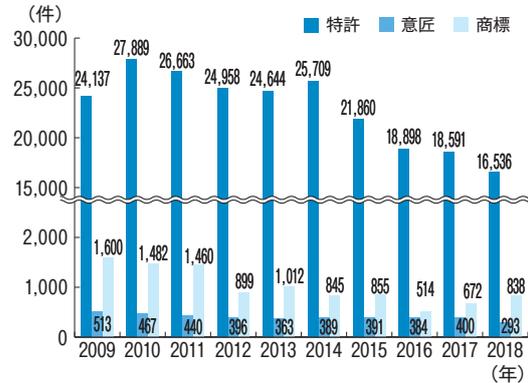
b. 無効審判³請求件数の推移

2018年における無効審判の請求件数は、特許が159件、実用新案が2件、意匠が15件、商標が98件であった[1-1-106図]。

c. 訂正審判⁴請求件数の推移

2018年における特許の訂正審判の請求件数は、203件であった。旧実用新案⁵については、近年ほとんど請求がない[1-1-107図]。

1-1-104図 拒絶査定不服審判請求件数の推移 (2009-2018)



(資料) 統計・資料編 第1章 7. (1)

1-1-105図 前置審査結果の推移 (特許) (2009-2018)



(資料) 統計・資料編 第1章 7. (1)

1-1-106図 無効審判請求件数の推移 (2009-2018)



(資料) 統計・資料編 第1章 7. (3)

1-1-107図 訂正審判請求件数の推移 (2009-2018)



(資料) 統計・資料編 第1章 7. (4)

1 審査官の行った拒絶査定に対して不服を申し立てるための審判。
 2 拒絶査定不服審判請求時に特許請求の範囲等の補正がなされたものについて、特許法第162条の規定により、審査官が行う審査。
 3 既に登録されている特許、実用新案、意匠、商標に対して、その無効を求めるための審判。
 4 特許権者が権利の取得後に特許請求の範囲等を自ら訂正するための審判。
 5 平成5年改正実用新案法の施行日前（1993年以前）に出願された実用新案。

d. 異議申立¹件数の推移(権利単位)

2018年における異議申立件数は、特許が1,075件、商標が417件であった[1-1-108図]。

e. 取消審判²請求件数の推移(商標)

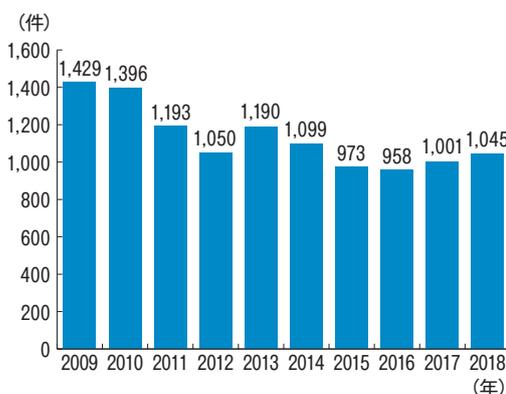
2018年における商標取消審判請求件数は1,045件であった[1-1-109図]。

②審判の審理動向

拒絶査定不服審判の、2018年の平均審理期間は、特許・実用新案では12.4か月、意匠では6.7か月、商標では7.7か月であった[1-1-110図]。また、特許・実用新案の拒絶査定不服審判の審理結果について、請求成立とした審決の割合(請求成立率)は、2008年以降上昇傾向にあり、2018年では70%であった[1-1-112図]。無効審判については、権利をめぐる紛争の早期解決に寄与するため、優先的に審理を行っており、特許・実用新案では、2018年の平均審理期間は11.1か月であり、意匠では9.8か月、商標では9.5か月であった。特許・実用新案の訂正審判は、侵害訴訟に関連して請求される場合が多いことから、優先的に

審理を行っており、2018年の平均審理期間は2.8か月であった。異議申立ての、2018年における平均審理期間は、特許では7.2か月、商標では6.6か月であり、商標の取消審判では6.1か月であった。

1-1-109図 取消審判請求件数の推移(商標)(2009-2018)



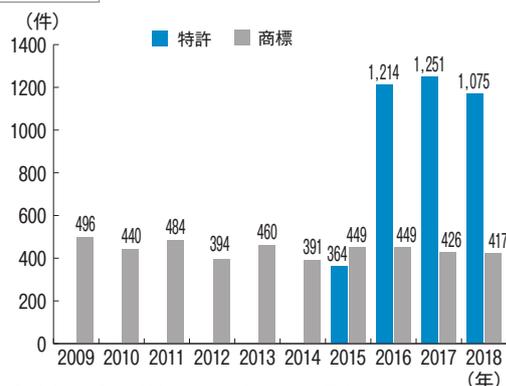
(資料) 統計・資料編 第1章7.(5)

1-1-111図 2018年 審理結果^{*1}の概要

	査定系審判 ^{*2}		当事者系審判 ^{*3}		異議申立て	
	請求成立	請求不成立 ^{*4}	請求成立	請求不成立 ^{*4}	取消決定 ^{*5}	維持決定 ^{*4}
特許・実用新案	5,509	2,315	205	107	150	1,006
意匠	249	126	7	14	—	—
商標	457	191	887	116	35	235

*1: 審決・決定に至ったもののみ。
 *2: 拒絶査定不服審判、補正却下不服審判を含む。
 *3: 無効審判、取消審判、訂正審判を含む。
 *4: 却下を含む。
 *5: 一部取消しを含む。
 (資料) 統計・資料編 第1章7.(1)(2)(3)(4)(5)(7)、特許庁作成

1-1-108図 異議申立件数の推移(権利単位)(2009-2018)



(備考) 特許の異議申立制度は、2015年4月1日開始。
 (資料) 統計・資料編 第1章7.(7)

1-1-112図 拒絶査定不服審判事件における請求成立率の推移(特許)



(備考) 請求成立率=請求成立件数/(請求成立件数+請求不成立(含却下)件数)
 (資料) 統計・資料編 第1章7.(1)

1-1-110図 2018年 審理の状況

	拒絶査定不服審判		無効審判		訂正審判		異議申立て		取消審判	
	処理件数 ^{*1}	平均審理期間 ^{*2}								
特許・実用新案	8,418	12.4か月	129	11.1か月	202	2.8か月	1,160	7.2か月	—	—
意匠	367	6.7か月	11	9.8か月	—	—	—	—	—	—
商標	658	7.7か月	76	9.5か月	—	—	329	6.6か月	1,026	6.1か月

(備考)
 *1 請求成立(含一部成立)、請求不成立(含却下)、及び却下・放棄の件数の合計。異議申立ては権利単位の件数。
 *2 審判請求日(※1)から、審決の発送日(※2)、取下・放棄の確定日、又は却下の発送日までの期間の暦年平均。
 (※1) 異議申立てについては異議申立日。特許拒絶査定不服審判において前置審査に係る事件については審理可能となった日(部門移管日)。
 (※2) 特許異議申立てにおいて取消理由通知(決定の予告)を行うものはその発送日、特許無効審判において審決の予告を行うものはその発送日。
 (資料) 特許庁作成

1 特許及び商標掲載公報発行後の一定期間に限り、その取消しを求めることができる制度。
 2 商標権者が継続して3年以上登録商標を使用していないとき等において、商標登録を取消するための審判。

(2) 審決取消訴訟の動向

①出訴件数動向

2018年の審決取消訴訟¹の出訴件数について見ると、査定系審判では、前年に比べ特許・実用新案及び商標が減少し、意匠が増加した。当事者系審判では、前年に比べ特許・実用新案及び商標が減少した [1-1-113 図]。

1-1-113図 2018年 出訴件数^{*1}

	特許・実用新案	意匠	商標
査定系審判 ^{*2}	37 (46)	5 (4)	7 (15)
当事者系審判 ^{*3}	81 (110)	4 (4)	40 (45)
異議申立て	5 (11)	—	4 (2)

(備考) *1：図中括弧内は2016年。

*2：拒絶査定不服審判、補正却下不服審判を含む。

*3：無効審判、取消審判、訂正審判を含む。

(資料) 統計・資料編 第2章 17. (1)

1-1-114図 2018年 判決件数^{*1}

	特許・実用新案		意匠		商標	
	請求棄却	審決取消	請求棄却	審決取消	請求棄却	審決取消
査定系審判 ^{*2}	29 (42)	6 (8)	4 (4)	0 (4)	12 (10)	0 (1)
当事者系審判 ^{*3}	72 (58)	14 (36)	5 (3)	0 (0)	26 (27)	4 (10)
異議申立て	3 (1)	8 (2)	—	—	3 (0)	0 (0)

(備考) *1：図中括弧内は2017年。

*2：拒絶査定不服審判、補正却下不服審判を含む。

*3：無効審判、取消審判、訂正審判を含む。

(資料) 統計・資料編 第2章 17. (2)

②判決件数動向

2018年における審決取消訴訟の判決件数を見ると、請求棄却となった件数について、査定系審判では、前年に比べ、特許・実用新案が減少し、商標が増加した。当事者系審判では、前年に比べ、特許・実用新案及び意匠が増加し、商標が減少した。また、審決取消となった件数について、査定系審判では、前年に比べ、特許・実用新案、意匠及び商標がいずれも減少した。当事者系審判では、前年に比べ、特許・実用新案及び商標が減少した [1-1-114 図]。

¹ 特許庁の審決に不服のある者がその取消しを求め、知的財産高等裁判所に提訴する訴訟。